

# 熊取町みどりの基本計画



平成30年3月  
熊 取 町

## ごあいさつ



熊取町の南部には、奥山雨山自然公園を中心とするみどり豊かな森林があり、多様な生物が観察されるなど優れた自然環境を有しております。また、河川の上流部や市街地でもゲンジボタルが生息し、生物の生息の場となる農地やため池がたくさんあるなど、自然環境に恵まれたまちです。

わたしたちは、この残された自然環境を適正に保全し、後世へと継承していく責務を担っていると同時に、市街地内においては公園、緑地など多様な‘みどり’の創出に努めていかなければなりません。

周辺山系の森林、まちの中の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどの‘みどり’は、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能、避難地や延焼遮断帯などの防災機能、やすらぎのある都市景観を創り出す景観構成機能、スポーツや憩いの場としてのレクリエーション機能など多くの効用を持つものであり、わたしたちが生活する上で欠かすことのできないものであります。

「熊取町みどりの基本計画」は本町が進めるまちづくりの中で、‘みどり’に関わる施策を受け持つ計画として、緑地の適正な保全と緑化の推進について努めてまいりましたが、人口減少社会の到来など社会情勢の変化や地球温暖化など環境問題への関心の高まり、また、関連する法令の改正や本町の総合計画、都市計画マスタープランなどの改訂により、これらと整合を図るとともに、これからの10年、住民のみなさま方にもわかりやすい、本町の‘みどり’に関する総合的な計画となるようこの度改訂を行なったものでございます。

本計画では、「貴重なみどりの保全・継承」、「多様なみどりの創出」、「みどりの拠点づくり」、「ネットワーク形成」、「協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充」の5つの柱を掲げ、これを目標に個々の施策を進めていくことにより、みどりの将来像の実現に向け取り組んでまいります。

また、本計画の取り組みにあたりましては、行政、住民、企業の皆様方の‘ちから’の結集を図ることが不可欠であると考えていますので、「みどり豊かな町の将来像」実現のため、今後におきましてもより一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました住民のみなさま方に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

熊取町長 藤原 敏司

# 目 次

## はじめに 熊取町みどりの基本計画とは

第1節	策定の目的	-----	1
第2節	位置づけ	-----	1
第3節	定める事項	-----	2
第4節	改訂の背景	-----	3
第5節	計画の期間	-----	4
第6節	対象とする「みどり」	-----	4

## 第1章 町域の概況

第1節	位置及び地勢	-----	6
第2節	人口の推移	-----	7
第3節	特性	-----	8
	「自然的な特性図」	-----	9
第4節	熊取町を取り巻く社会潮流	-----	10

## 第2章 現況の評価と課題

第1節	住民意向の状況	-----	12
第2節	みどりの現況	-----	12
	「みどりの現況」	-----	13
第3節	系統別みどりの解析・評価と課題	-----	14
	〔環境保全系統〕	-----	14
	〔防災系統〕	-----	15
	〔景観構成系統〕	-----	15
	〔レクリエーション系統〕	-----	16
	「公園の誘致圏図」	-----	17
第4節	総合的な解析・評価と課題	-----	18

## 第3章 計画の目標と将来像

第1節	計画の目標	-----	21
第2節	「みどり」の将来像	-----	22
	「みどりの将来像概念図」	-----	23
第3節	計画のフレーム	-----	24
第4節	計画の目標水準の設定	-----	25

第4章	みどりの配置方針		
第1節	系統別みどりの配置方針	-----	27
	〔環境保全系統〕	-----	27
	〔防災系統〕	-----	27
	〔景観構成系統〕	-----	28
	〔レクリエーション系統〕	-----	28
	参考―「都市公園の種類」	-----	30
第2節	総合的なみどりの配置方針	-----	31
第3節	みどりの拠点の設定	-----	31
第5章	緑地の保全及び緑化の推進のための施策		
第1節	施設緑地の整備目標及び整備方針	-----	33
第2節	地域制緑地の保全及び指定方針	-----	37
第3節	都市緑化の目標及び推進方針	-----	39
第4節	みどりに係る施策等について	-----	42
附属資料	都市公園整備目標（将来目標―参考）	-----	44
附属資料	用語説明	-----	49

# はじめに 熊取町みどりの基本計画とは

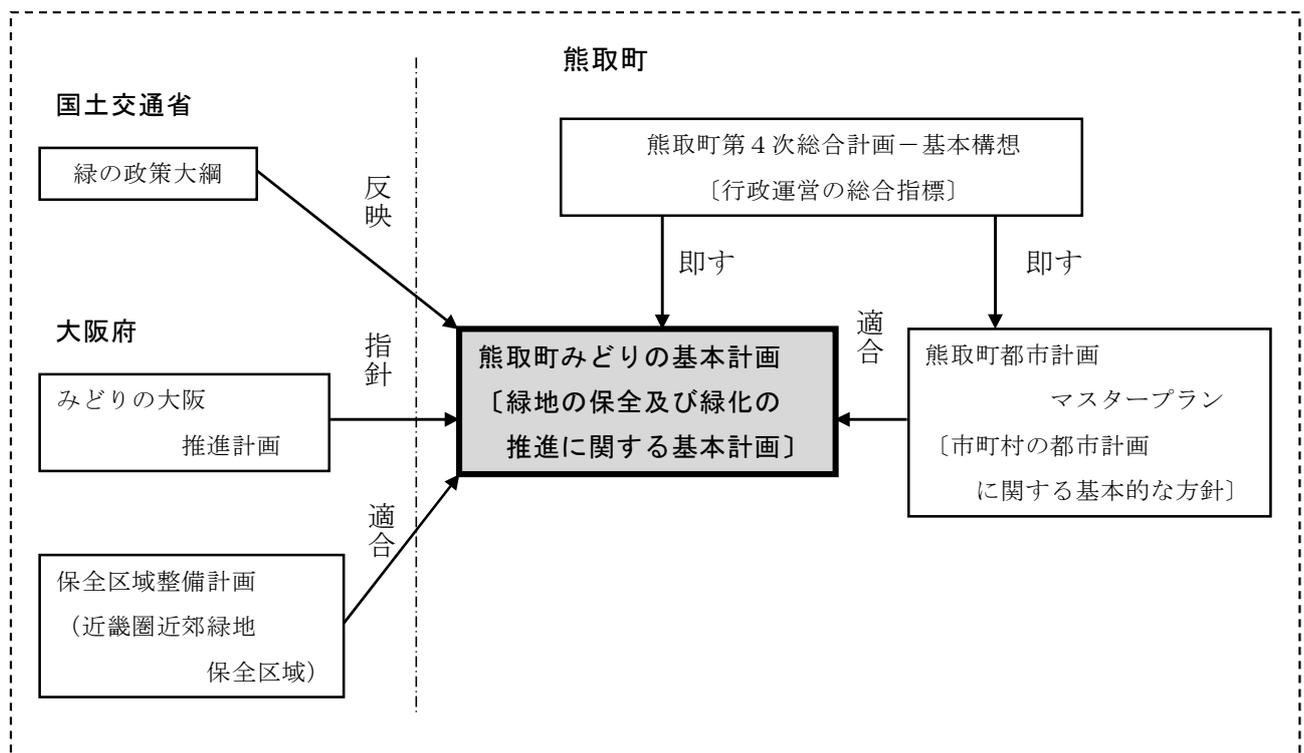
## 第1節 策定の目的

「熊取町みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）は、住民の身近な生活空間における自然環境の保全や有効活用などに対する住民ニーズ及び地球温暖化、森林破壊など地球規模での環境問題への関心の高まりなどに応えるべく、住民に最も身近な市町村が主体となって都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することを目的として策定するものです。

## 第2節 位置づけ

本計画は、緑の政策大綱による基本目標と政策の総合的展開として記載されている「市町村による緑地の保全及び緑化の促進に関する基本計画『緑の基本計画』」のことであり、行政運営の総合指標である「熊取町第4次総合計画」（以下「第4次総合計画」という。）に即し、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（「熊取町都市計画マスタープラン」、以下「都市計画マスタープラン」という。）及び関連計画に適合することとされています。

「緑の基本計画の位置づけ」



## 第3節 定める事項

### 1. 法の規定

都市緑地法（以下「法」という。）第4条第2項では、「緑の基本計画」において次のような事項を定めることとなっています。

#### 〔必ず定める事項〕

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

#### 〔必要に応じて定める事項〕

- (1) 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (2) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
  - ① 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
  - ② 法第17条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
  - ③ 法第24条の規定による管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
  - ④ その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- (3) 生産緑地地区内の緑地の保全
- (4) 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- (5) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (6) 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

### 2. 本計画において定める事項

この度改訂する本計画においては、上記の〔必ず定める事項〕に加え、〔必要に応じて定める事項〕の(1)及び(6)について、定めるものとします。

## 第4節 改訂の背景

- 2009年（平成21年）3月、本町では「熊取町第3次総合計画」を策定し、本町のめざすべき将来像を「やすらぎと健康文化のまち」と定め、定住魅力あるまちづくりを進めてきました。
- 2010年（平成22年）3月、本町ではめざすべき将来像の実現のため、「熊取町第3次総合計画」などの上位計画に即して「熊取町みどりの基本計画」を策定しました。
- 近年、本町を取り巻く社会情勢は、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、地価の下落、及び安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、大きく変化しています。
- 本町では、これらに的確に対応しながら、町固有の地域資源などの優位性をさらに活かしつつ、次代のまちづくりの方向性を固め、住民等の積極的な参画・協働によるまちづくりや行政運営などの総合指標として、2018年（平成30年）3月に「第4次総合計画」を策定しました。
- 一方、「緑の基本計画」に関しては、「都市緑地保全法」が、平成16年の法改正により、法律の題名が「都市緑地法」へと改正され、緑地の保全のみならず緑化も含めた都市の緑に関する総合的な法制度となりました。同時に、「緑の基本計画」については、都市公園の整備の方針等記載事項が拡充され、都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープランとして正式に位置づけられました。
- 平成27年に都市農業基本法が制定され、都市農業の多様な機能の発揮や、都市農地の有効活用及び適切な保全のため、農業振興を国や地方公共団体の責務を明らかにし、国に基本計画策定を義務づけるほか、的確な土地利用計画の策定といった基本的施策を国や地方公共団体に求められている。
- これらのことから、「熊取町みどりの基本計画」についても、「第4次総合計画」や「都市計画マスタープラン」、大阪府の「みどりの大阪推進計画」など関連計画の改訂、目標年次の経過、関係法令の改正などにより、見直す必要が生じてきていますので、それらとの整合を図り「みどり」に関する総合的な計画となるよう、この度改訂を行なうものです。

## 第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、長期的な目標を見据えつつ、第4次総合計画の計画期間と整合を図るため、計画期間を2018年（平成30年）から2027年（平成39年）の10年間とします。

ただし、上位計画等の改訂や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行なうこととします。

### 計画の目標年次：2027年

## 第6節 対象とする「みどり」

本計画では、対象とする「みどり」を以下のように定義します。

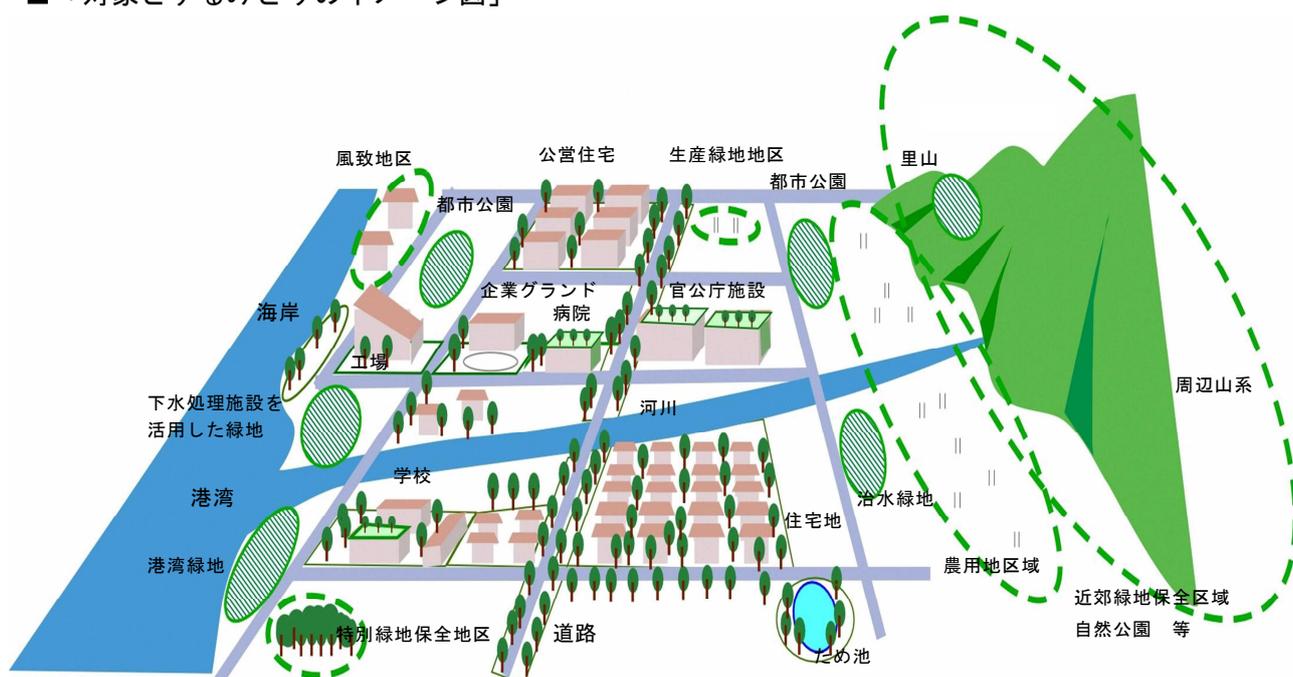
みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

緑地

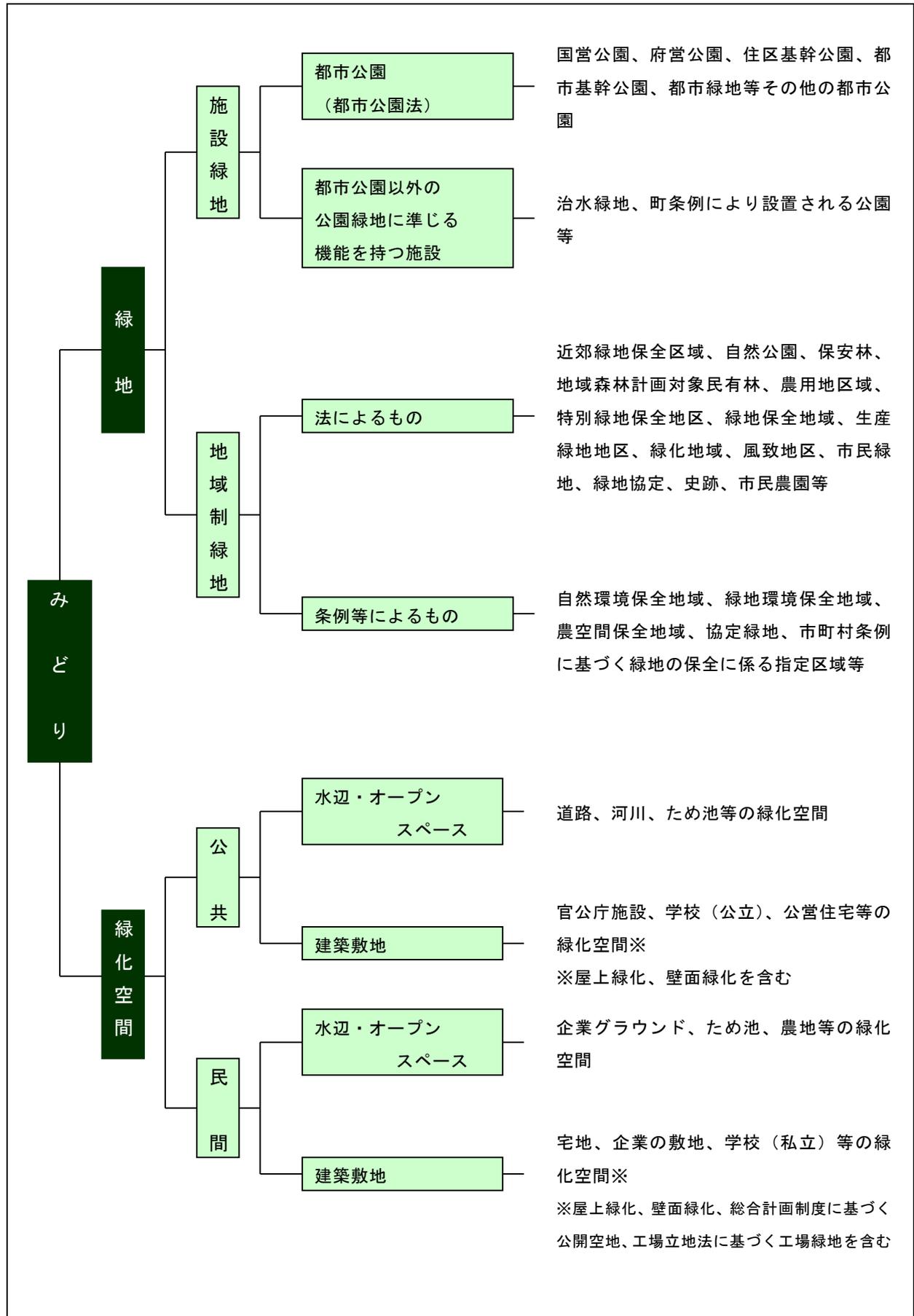
- 施設緑地：都市公園等の国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）
- 地域制緑地：森林や農地等、法や条例により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

緑化空間：交用地や水辺等のオープンスペース、公共施設や民間の宅地、企業の敷地等の緑化空間

### ■「対象とするみどりのイメージ図」



■みどりの分類の具体例





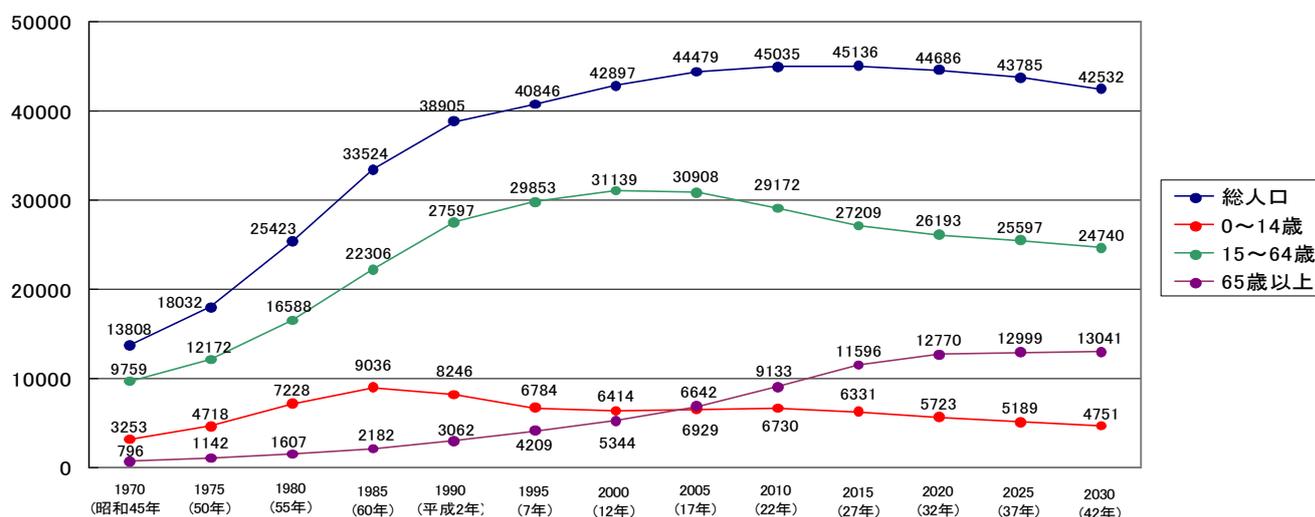
## 第2節 人口の推移

2010年（平成22年）までの国勢調査の結果によると、本町の総人口は一環して増加傾向にあり、1995年（平成7年）から4万人を超える人口で推移しています。総人口の増加傾向の要因については、第2次ベビーブーム（1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年））に代表される出生数の増加、人口の大都市からの郊外移動やニュータウンの建設による転入者の増加などが考えられます。本町は、1964年（昭和39年）に熊取駅が快速停車駅となったことにより大規模な宅地開発が活発となり、全国的な人口増加を背景としながら、大都市近郊住宅都市として発展してきました。

一方、国勢調査ベースでは、2015年（平成27年）にはじめて人口が減少に転じるとともに、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2015年（平成27年）以降の人口については減少を続けると予想されています。

### ■熊取町の人口の推移・推計

（単位：人）



資料：平成22年までは国勢調査、平成27年度以降は国立社会保障・人口研究所（平成25年3月推計）

※国勢調査の総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。

## 第3節 特性

### 1. 自然的な特性

#### (1) みどり豊かな森林ゾーン

市街地の後背、町域南部は、みどり豊かな町域の形成に大きく寄与しています。

このゾーン内には、永楽ゆめの森公園、「大阪みどりの百選」に選ばれた永楽ダムと周辺の桜、「水源の森百選」に選ばれた奥山雨山自然公園をはじめ、土丸・雨山城跡、野外活動ふれあい広場などもあり、豊かなみどりにふれあえる場となっています。

#### (2) 多様な生物のすむゾーン

見出川、雨山川などの河川沿いの農地やため池周辺などには緑地が集積し、昆虫や野鳥などが多く観察されています。また、河川の上流部や市街地でも、ゲンジボタルが生息しています。

#### (3) 河川沿いの農地・樹林地ゾーン

河川沿いの農地、樹林地のみどり空間は、みどり豊かな町域の形成に大きく寄与しています。

#### (4) 歴史的資源と一体となったみどり

本町内の主要な歴史資源と一体となったみどりとして、国の重要文化財に指定されている降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂をはじめ、国指定史跡の土丸・雨山城跡や煉瓦館などがあげられます。

#### (5) 桜の名所

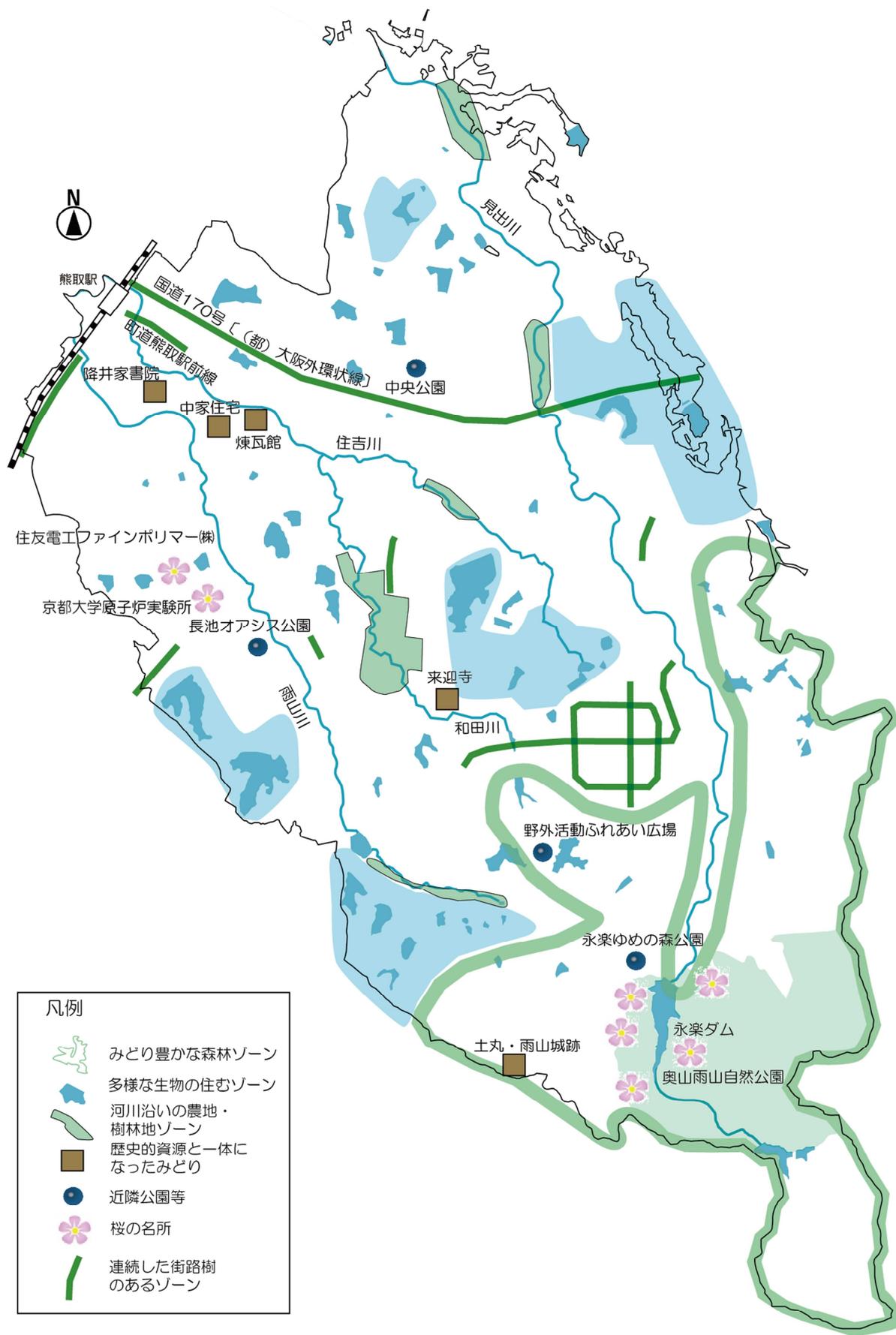
永楽ダムの周辺、住友電工ファインポリマー(株)、京都大学原子炉実験所などがあげられます。

#### (6) 連続した街路樹のあるゾーン

国道170号〔(都)大阪外環状線〕、町道熊取駅前線、町道穴釜成合線、町道具塚日根野線などがあげられます。



■「自然的な特性図」



## 2. 社会的な特性（本計画に関係するもの）

### (1) 大都市近郊の住宅都市

本町は大阪都心部へ利便性の高い距離に位置していることもあり、郊外の良好な住宅都市として発展してきました。これに伴い、道路や上下水道などの都市基盤整備についても概ね計画的に進んでいます。また、住宅付近の公園については、宅地開発等に伴い整備された公園施設が多くなっています。

### (2) 地域コミュニティを基盤とした活動

地域の伝統行事である「だんじり祭り」や「盆踊り」、その他各自治会による活動が活発に行われています。また、昨今では、子育てをはじめ、安全・安心、環境、まちづくりなどの様々な分野における地域課題の解決に向けた、NPO法人や住民活動団体等新たなコミュニティ組織が生まれ、活動が展開されてきています。

### (3) 充実した教育環境の整備、文化・スポーツの振興

次代を担う子どもたちが心豊かに育つよう、充実した教育環境の整備を進めています。学校教育施設については、計画的な補修・改善を実施し、図書館においては、広域的な利用やインターネットによるサービスを実施するなどの取り組みを行なっています。

また、ひまわりドームをはじめとするスポーツ施設も充実しており、幅広く利用されているほか、生涯学習や文化・歴史の中核施設である煉瓦館では、様々な文化・学習事業及び地域コミュニティ活動がさかんに行われています。

### (4) 産業の特性

産業別就業人口の推移では、第1次、2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業にシフトする傾向がみられます。農家戸数や耕作面積は、近年大きく減少していますが、これは、農業従事者の高齢化や後継者不足、住宅開発などに伴う農地の転用によるものと考えられます。

## 第4節 熊取町を取り巻く社会潮流

本計画改訂にあたり、その背景として認識しておくべき昨今の社会潮流については、次のようなことがあげられます。

### 1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

人口減少社会の到来と、少子高齢化がより一層進行するものと予想される状況の中、社会構造の変化や多様化する行政需要への対応などにより、町の財政状況がさらに逼迫してきており、行財政運営の見直しが不可避の状況です。

地域社会においても、少子化に歯止めをかけるために、地域全体で子どもを安全に安心して育てられる環境づくりや、高齢者が自立して心豊かに暮らせる社会を実現していくことが求められています。

### 2. 安全・安心に対する住民意識の高まり

近年、犯罪が悪質化・凶悪化し、子どもや高齢者を狙った犯罪も増加するなど、防犯面での不安が高まっています。

また、予測される大地震や、台風、豪雨による風水害等への防災・危機管理に対する住民の関心が高まっています。

住民が安全・安心な日常生活を送っていくため、これらの脅威にさらされる危険性を未然に取り除くとともに、防災・防犯の地域組織の育成や危機管理体制の構築など、適切な対応が重

要となっています。

### 3. 住民参画による協働のまちづくり

住民ニーズの多様化等により、これまでの行政主導によるまちづくりの取り組みだけでは、適切に対応し難い状況となりつつあることや、住民の地域社会への貢献意識や、まちづくりへの参画意識が高まり、地域における住民活動が活発化する中で、住民と行政が良好なパートナーシップのもとに、「協働のまちづくり」が展開されてきています。

今後も、住民等の積極的な参画・協働によるまちづくり活動のさらなる展開が期待されています。

### 4. 環境との共生、循環型社会への転換

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化してきており、持続可能な循環型社会の構築に向け、資源やエネルギーの有効活用やリサイクル活動、環境負荷の低いライフスタイルへの転換などを進めていく必要があります。

また、自然環境に対する住民意識の高まりを受け、地域のかげがえのない自然環境を保全し、貴重な財産として次世代に引き継いでいくことが求められています。



## 第2章 現況の評価と課題

### 第1節 住民意向の状況

本町では2015年（平成27年）7月に、熊取町総合戦略等策定のための住民アンケート調査を実施いたしました。その調査結果の中から本計画に関係すると思われる事項を整理すると次のとおりです。

- これからもずっと本町に住み続けたいと思っている人は、約7割を占め、その中で、「自然環境に恵まれている」ことを理由としている人は41.9%で、順位としては3位となっています。
- まちの現状に対する満足度について、「誰もが楽しめる身近な広場や公園などの整備」といったことに対して満足している、やや満足している及び普通としている人が64.7%となっています。
- これからのまちづくりへの「参加」に対する考えとして、「まちづくりにつながる自治会などの地域ボランティア活動に参加したい」とした人が28.0%となっています。
- 「環境」にしばった意見の中では、「自然を大切にしてほしい」、「緑の多い歩道などを整備してほしい」といった意見が多く見られました。

（2016年（平成28年）3月 住民アンケート調査（対象者数2,000人、回収率41.3%）報告書から）

以上のことから、「みどり」の保全や整備について、現状にある程度満足されていることがうかがえます。また、施策としての重要度については、最重要課題であるとは思われていないものの、多くの人が、残された自然環境の保全や、自然とふれあえる環境を望んでいるということが分かります。

加えて、まちづくりに繋がるボランティア活動に参加したいと思っている人が一定いるということが分かりました。

### 第2節 みどりの現況

- 現在の本町の緑地面積（施設緑地と地域制緑地をあわせたもの、重複部分を除く）は、679.00haで、町域面積の約39.4%を占めています。大阪府全体の緑地面積は府域の約4割であるのに比べても遜色ない状況ですが、これは府内の他市町に比べて、本町の市街地の占める割合が大きいなど、地理的な特徴であると言えます。
- 施設緑地の面積は234.39haで2006年（平成18年）当時の118.70haと比べ増加しており、人口一人当たり53.39㎡となっています。また、施設緑地のうち、都市公園の整備面積は2017年（平成29年）3月末現在、151.69haで、一人当たり34.55㎡となっており、府内全域2016年（平成28年）3月末現在5.6㎡と比較しても大きく上回る水準となっており、整備水準（一人あたり10㎡）と比較しても3倍以上の水準となっています。

以上のことから、本町では規模の大きな都市公園が少ないことなどにより、緑地面積や一人当たりの都市公園面積は、府内全域と比べても上回っており、町全域のみどりを見ると、約5割がみどりに被われており、また、都市公園については109箇所整備されていることから、「自然環境や身近な公園などに恵まれている」という住民意識につながっているものと思われます。

■ 「みどりの現況」

年 次				現況(2017年)					
				市 街 化 区 域			都 市 計 画 区 域		
				整 備 量		m <sup>2</sup> /人	整 備 量		m <sup>2</sup> /人
ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)						
緑 地 種 別	住 区 基 幹 公 園	街区公園	105	11.43	3.06	105	11.43	2.60	
		近隣公園	2	5.29	1.42	2	5.29	1.21	
	都 市 基 幹 公 園	地区公園				2	134.97	30.74	
		総合公園							
		運動公園							
	基 幹 公 園 計		107	16.72	4.48	109	151.69	34.55	
	特 殊 公 園	風致公園							
		動植物公園							
		歴史公園							
		墓園 その他							
	広 場 公 園								
	広 域 公 園								
	緩 衝 緑 地								
	都 市 緑 地								
	緑 道								
	都 市 林								
	国の設置によるもの								
	都 市 公 園 計		107	16.72	3.72	109	151.69	34.55	
	公 共 施 設 緑 地		93	52.77	14.15	103	57.45	13.09	
	都 市 公 園 等 計		200	69.49	18.63	212	209.14	47.64	
	民 間 施 設 緑 地		16	15.56	4.17	18	25.25	5.75	
	施 設 緑 地 計		216	85.05	22.80	230	234.39	53.39	
	近郊緑地保全区域					1	216.00	49.20	
	風 致 地 区								
	生 産 緑 地 地 区								
	その他法によるもの					52	719.19	163.82	
	法によるもの計		1	24.30	0.65	53	935.19	213.03	
	条例等によるもの								
	小 計		1	24.30	0.65	53	935.19	213.03	
	地域制緑地間の重複						392.14	89.33	
	地 域 制 緑 地 計		1	24.30	0.65	53	543.05	123.70	
	施 設・地 域 制 緑 地 計		217	109.35	23.45	283	777.44	177.09	
	施 設・地 域 制 間 の 重 複						98.44	22.42	
	緑 地 総 計		217	109.35	23.45	283	679.06	154.67	
	人 口		市街化区域人口			37.3	千人		
			都市計画区域人口			43.9	千人		
	面 積		市街化区域面積			925.0	ha		
			都市計画区域面積			1,724.0	ha		
	緑地の確保目標水準		市街化区域面積に対する割合			11.8	%		
			都市計画区域面積に対する割合			39.4	%		
	都市公園等の目標水準		都 市 公 園			34.55	m <sup>2</sup> /人		
	(住民1人当り面積)		都 市 公 園 等			47.64	m <sup>2</sup> /人		

### 第3節 系統別みどりの解析・評価と課題

みどりの効果は、その存在効果として、「環境保全系統」、「防災系統」、「景観形成系統」、その利用効果として、レクリエーション、スポーツ、交流の場となる「レクリエーション系統」があげられます。

系統別のみどりの解析・評価と課題を次にまとめます。

#### 〔環境保全系統〕

##### 1. 優れた自然

- (1) 本町の市街地の後背に位置する町域南部の山地は、和泉葛城近郊緑地保全区域、保安林、奥山雨山自然公園、地域森林計画対象民有林に指定されており、奥山雨山自然公園は「生活環境保全林百選」、「水源の森百選」、「大阪みどりの百選」に選ばれ、多様な生物が観察されるなど、優れた自然環境を有しており、今後においても保全を図る必要があります。
- (2) 見出川、和田川の上流部や下水道の普及による水質改善された市街地にもゲンジボタルが生息するなど、自然的環境が残されており、今後においても、生息環境の保全を図る必要があります。
- (3) 町内のため池は、周辺に樹林地や農地も残され、昆虫や水鳥等も観察されるなど、多様な生物の生息の場となっており、今後においても、良好な環境保全を図る必要があります。一方、今後も引き続きため池の維持管理を適切に行っていくためにも、太陽光発電施設の設置など、ため池を有効に活用していく必要があります。
- (4) 永楽ダム周辺や奥山雨山自然公園は、桜の名所となっているが、近年、老朽化のため樹勢の衰えが顕著になってきており、早急に対策を講じる必要があります。

##### 2. 優れた歴史的風土

- (1) 雨山の山頂は、南北朝時代の城跡が残され、周辺も含めて国の文化財に指定されており、今後においても保全を図る必要があります。
- (2) 国の重要文化財に指定されている施設の内、中家住宅は煉瓦館、熊取歴史公園に隣接しており、今後においても、一体的に歴史的風土の保全を図る必要があります。

##### 3. 優れた農林業地

- (1) 町域北東部の農業振興地域農用地区域を含む、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に定める農空間保全地域は、住民協力のもと、農業施策推進などにより保全・活用を検討する必要があります。
- (2) 町域南部の山地は、概ね地域森林計画対象民有林に指定されており、今後においても森林法や熊取町森林整備計画などにに基づき保全・活用を図る必要があります。

##### 4. 主要な河川沿いのみどり

見出川、住吉川、雨山川などの主要な河川は、周辺の農地等と一体となって、南部の山地と市街地を結ぶみどりの軸線となっており、自然環境と調和した町域のみどりの骨格として保全を図る必要があります。

##### 5. 快適な生活環境の保全及び都市環境負荷の軽減

本町の市街化区域内においては、樹林・樹木に草地等を加えた緑被率は21.3%（2002年（平成14年）大阪府の調査）で、大阪府の緑被率の目標20%を満たしているものの、快適な生活環境の保全、更なる緑化の推進、農地の保全方策の検討などが必要です。

## 6. 自然との共生

町域南部の山地は、アカマツやクロマツからなる林が、自然の林と考えられていましたが、マツ枯れなどによりウバメガシ林やコナラ林、アラカシ林などに置き換わりつつあります。

## 〔防災系統〕

### 1. 自然災害の危険

町域南部の山地は、治水面からはもとより、地形が比較的急峻で、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区などもみられ、活断層も確認されているなど、治山面からも林地の保全と森林の整備が必要です。

これまでも一部区域を和泉葛城近郊緑地保全区域、保安林として保全に努めてきていますが、今後とも、無秩序な開発を防止するとともに治山事業などにより災害に強い森づくりを促進する必要があります。

### 2. 災害に強い都市構造の形成

市街地においては、地震発生時などの火災の延焼による被害の拡大などが懸念されます。

こうした状況の改善を図るため、河川及び街路の緑化等により延焼遮断帯の確保などに努める必要があります。

### 3. 避難場所、避難路などの防災機能

地域防災拠点となっている永楽ゆめの森公園の他に、一時避難場所は、各小学校、八幡池青少年広場、長池オアシス公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園を、広域避難場所は町民グラウンド周辺を指定しています。また、応急仮設住宅建設候補地として中央公園などを選定しています。

これらの避難場所などについては、延焼遅延や防止、避難場所としての安全確保のため、敷地内緑化などを進める必要があります。

また、一時避難場所から広域避難場所に向かう主要な道路を避難路に指定しており、安全な避難空間の形成のため、植栽帯の確保などを検討する必要があります。

## 〔景観構成系統〕

### 1. 町の象徴となるランドマーク及び郷土景観

(1) 市街地の後背に位置し、和泉山脈に連なるみどりは、本町の郷土景観を構成する基盤であり、和泉葛城近郊緑地保全区域に指定されるとともに、奥山雨山自然公園として整備を行っています。

特に、雨山は、大木嶺道（粉河街道）を見張ることができる要衝に位置し、土丸・雨山城が築かれた場所であることから、2013年（平成25年）10月に国指定史跡日根荘遺跡の16地点目の遺跡として「土丸・雨山城跡」が指定され、雨山山頂に自生しているヤマモモの木は、大阪府指定天然記念物となっています。また、市街地から見た雨山を含むみどりは本町のランドマークとなっていることから、今後においても郷土景観の継承に努め、保全を図る必要があります。

(2) 歴史公園に隣接して住吉川が流れ、国の重要文化財に指定されている中家住宅、地場産業である繊維産業のシンボルともいべき煉瓦造りの綿布工場を保存活用して、建築した煉瓦館が位置するなど、特徴ある郷土景観を有していることから、今後においてもこれら施設も含めた保全活用方策を検討する必要があります。

## 2. 地区の特徴ある郷土景観

(1) 主要な社寺と一体となった樹林地や、市街地内に位置する巨木なども、特徴ある郷土景観であり、残していくための方策を検討する必要があります。

(2) 本町には、見出川、住吉川、和田川、雨山川等の河川があり、町有ため池は81箇所も点在します。これら河川、ため池の水辺空間も郷土景観として重要であり、下水道の普及による水質改善とあわせた水辺景観の保全活用を図る必要があります。

## 3. 優れた景観の眺望点

奥山雨山自然公園や雨山の頂上は、和泉山脈の山々や、大阪湾、関西国際空港、淡路島、遠くは明石海峡大橋まで眺望が開けるとともに、本町全域を眺望できるなど、自然景観と都市景観の両方が楽しめる眺望点となっていることから、今後においても保全活用方策を検討する必要があります。

## 4. 都市景観の創出

(1) 和泉山脈の豊かなみどりと調和した市街地景観を創出するため、都市公園や街路等をはじめ、小中学校、町役場などの主要な公共施設や、企業、大学などの協力を得、緑化促進を図る必要があります。

(2) 都市計画マスタープランでは、「市街地ゾーン」、「環境調和ゾーン」、「緑地保全・活用ゾーン」を位置づけており、各々の特色を活かしたゾーンにふさわしい景観形成に取り組む必要があります。

## 〔レクリエーション系統〕

### 1. レクリエーション施設の概要

本町では、多様な余暇需要に応えるべく、豊かな自然を活かした奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園、長池オアシス公園、野外活動ふれあい広場、土丸・雨山城跡などが整備され、生活に身近な場所でのスポーツ活動や憩いの場として町民グラウンド、ひまわりドーム、中央公園、八幡池青少年広場が整備されているとともに水辺の空間を利用した長池オアシス公園、大原公園などの整備を行ってきました。また、市街化区域内農地を活かしたレクリエーション農園など住民の方々の安らぎとくつろぎ、健康の増進などの機能を有した施設となっています。

しかし、多様な余暇活動の中心となる都市公園の内、街区公園の量的な充足は図られているものの、今後は、総合公園や運動公園などの規模の大きな公園の整備について検討する必要があります。

### 2. 自然とのふれあいの場

(1) 南部の自然豊かな地域では、これまで奥山雨山自然公園や永楽ゆめの森公園、野外活動ふれあい広場等を整備し、今後は既存施設の充実と、自然とふれあう機会創出の拡大に取り組む必要があります。

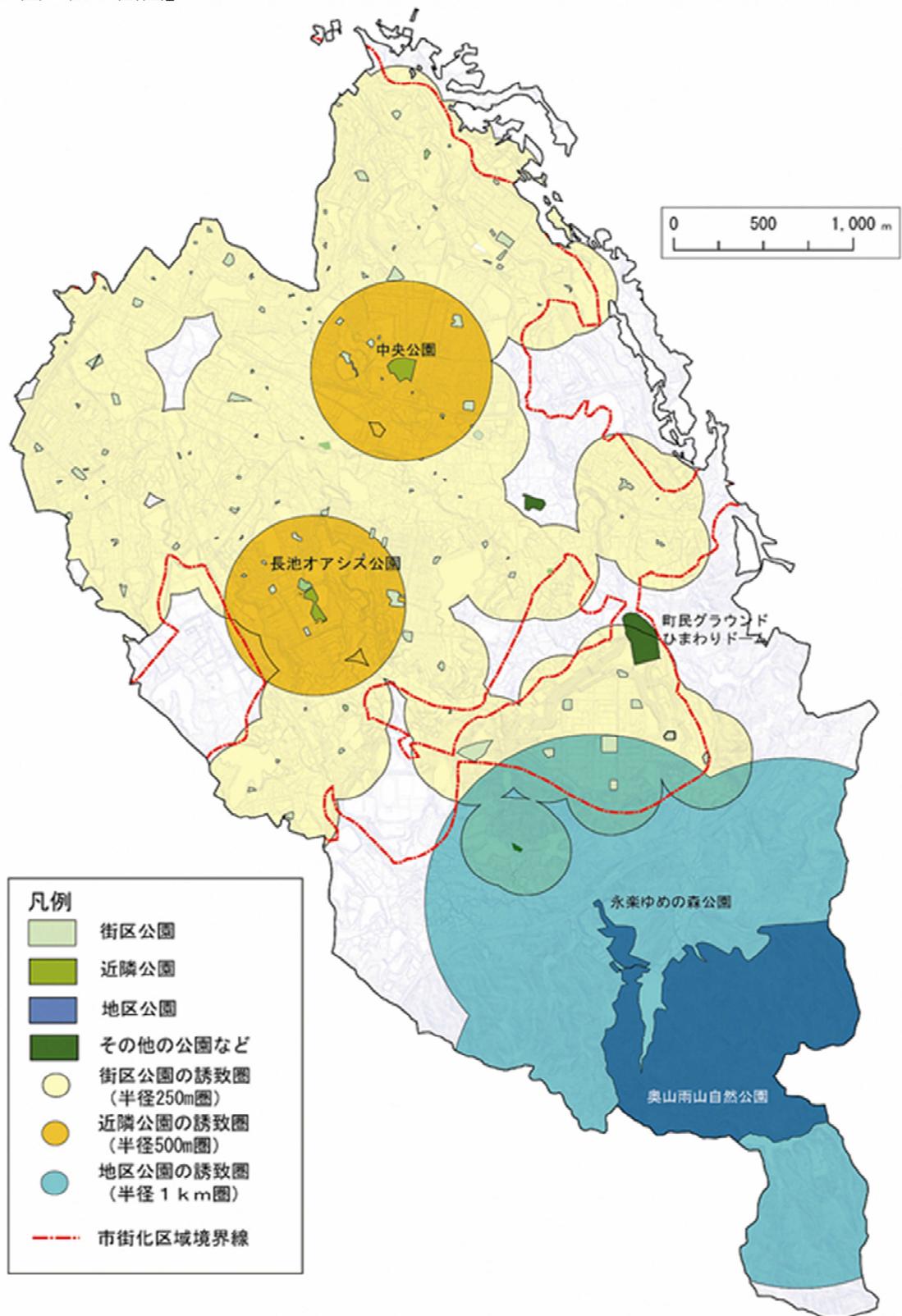
(2) 市街化区域内では、遊休農地をレクリエーション農園として活用するなどの取り組みをし

ていますが、ため池などの自然的な空間を活かした公園を利用して、余暇活動の場の保全を図る必要があります。

### 3. まちなかにおけるレクリエーションの場

本町では、主に住宅開発の進行などに併せて街区公園の整備が図られてきましたが、旧市街地などで都市公園の誘致圏外となる箇所も見られ、解消策を検討する必要があります。

#### ■ 「公園の誘致圏図」



#### 4. 広域的なレクリエーションの場

町域南部の山地を活用した奥山雨山自然公園には、永楽ダム周辺の桜の観賞や日常の散策などに多くの人々が訪れ、また、周辺には野外活動ふれあい広場及び永楽ゆめの森公園を整備し、自然とふれあうことができるなど、町外からも訪れる人が多く、広域的に親しまれています。

これまで、奥山雨山自然公園では、散策道や展望施設等を整備してきていますが、桜観賞や日常の散歩など快適に歩ける道の整備について検討する必要があります。

#### 5. ネットワーク性の確保

市街化区域における、みどりの拠点であるJR熊取駅周辺、煉瓦館周辺、図書館周辺、長池オアシス公園周辺、また、市街化調整区域における自然緑地拠点である和田山周辺及び奥山雨山自然公園周辺を結ぶネットワークについても検討する必要があります。

### 第4節 総合的な解析・評価と課題

#### 1. 効率的で個性あるみどりの確保と保全

前節では、現況のみどりの評価と課題を、4つの系統別に整理しましたが、みどりの機能は、人々が住まい、集い、活動する場としての都市全体の中に効率よく組み込まれて、初めて効果を発揮するものです。

また、従来から考えられていたみどりの効果に加え、コミュニティ形成やにぎわいづくり、地域の魅力向上など、地域力を高める効果（媒体効果）にも着目する必要があります。

したがって、治山、歴史、ランドマーク、眺望点、あるいは既存施設の拡張など、場所を特定してみどりに関する施策を推進すべきものもありますが、土地の有効活用の面から、極力、多機能型のみどりの確保を図り、効率的で個性的なみどりに関わる施策を推進していく必要があります。

#### 2. 将来像の実現

第4次総合計画では、本町のめざすべき将来像を

「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」とし、その実現に向けた都市形成の方向性を次のとおり設定しています。

本町は、コンパクトな町域のなかで効果的な住宅開発や施設の立地を進めるとともに、道路、公園、上水道などの都市基盤整備や公共交通の充実、自然環境の保全・活用等によって、まち全体として一体的な発展を遂げてきました。また大学の集積が進むなど、「住宅都市」・「学園文化都市」としてのイメージが定着してきました。

こうしたまちの特長を今後も維持するとともに、まち全体をコンパクトなまちとして発展させていくため、これまでの土地利用や施設整備を基盤として、高齢化をはじめとする人口動向や住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上など住民生活の質を高めていきます。

都市形成の方向性の具体化に向けて、奥山雨山自然公園や永楽ゆめの森公園をはじめ、市街地の都市公園、緑地についても、安全で安心して遊べる施設整備と維持管理を進めるとともに、公園やため池など豊かな緑地や水辺環境を活用し、みどりの拠点づくりを進めていく必要があります。

また、美しい自然を次世代にも引き継いでいくため、住民や団体など、地域の多様な関係者

と協力して、環境に配慮した自然と住民の生活にやさしい「みどり」の保全・活用に取り組んでまいります。

### 3. 骨格的なみどりの配置と形成

#### (1) 自然緑地拠点の保全・活用

町域南部の山地は、第3次総合計画において自然緑地拠点に位置づけられており、みどり豊かな町域形成の基盤となるものであり、みんなに親しまれる森林として充実を図るため、森林の保全育成と併せて、豊かな森林や水辺などを活かしたアウトドア活動の場や多様な生物の生息の場の充実などの方策を検討する必要があります。

#### (2) 主要な道路や河川の活用

都市的な景観形成の骨格となる国道170号〔(都)大阪外環状線〕、主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕、(都)泉州山手線の整備促進を大阪府などへ要望するとともに、自然環境形成の骨格となる河川の保全・活用方策を検討する必要があります。

#### (3) 憩いとやすらぎのポイントの形成

本町は、近隣公園や地区公園などの規模の大きな公園が少ない状態であり、森林やため池、既存施設なども活かして、多様な魅力をもつ公園緑地の整備を検討する必要があります。

また、地域の実情に合わせた個性ある公園緑地の整備を検討する必要があります。

#### (4) みどりの拠点の形成

アウトドアやスポーツ活動に関連した施設等が位置する奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園及び和田山周辺を「自然緑地拠点」として、また多くの人が集まることが想定されるJR熊取駅周辺と煉瓦館周辺、図書館周辺、長池オアシス公園周辺を「みどりの拠点」として位置づけることにより、今後も重点的に良好な景観形成に配慮しながら、人々がみどりにふれあいながらやすらぎや憩いが得られるような空間づくりを進めていく必要があります。

### 4. みどりの適正配置

(1) 本町の市街化区域における都市公園は、4.48㎡/人の整備がされており、整備標準の5.0㎡/人を下回っていますが、既存の公園の誘致圏が重なっている場所も多く見られます。また、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化に伴い、既に開設されている公園において、地域のニーズに合わせた公園整備や利用状況に応じて小規模な公園の統廃合も行っていく必要があります。

(2) 近隣公園以上の大規模な公園、緑地などは少ない状況であるので、近隣公園や地区公園、総合公園、運動公園といった規模の大きな公園を、誘致圏も考慮し配置について検討する必要があります。

### 5. 社会及び地域的な要請に対応したみどりの整備

(1) 近年、地球温暖化の防止に向けて世界的な自然保護の取り組みが行われるなど、環境保全に対する意識は高まりを見せており、町域南部の山地や、都市環境負荷の軽減にも寄与する市街化区域内農地などの保全方策の検討、みどり豊かな市街地の形成を促進するための一層の緑化の推進など、町域全体にわたって自然との共生方策を検討する必要があります。

(2) 30年以内に70%程度の確率で発生すると評価されている南海トラフ地震等を想定し、避難地や避難路の確保はもとより、一時的な避難地となる公園の整備、道路整備や河川整備と併せた植栽帯の確保による延焼遮断帯の形成など、災害に強いまちづくりを進める上での緑地

の役割を拡大していく必要があります。

- (3) 少子高齢化や人口減少などにより、公園の利用者層も変化してきており、地域のニーズに合わせた公園となるよう施設などの改修を行うとともに利用状況等に応じて統廃合が必要となってきました。

また、すべての人が使い易い公園となるよう、ユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

- (4) 自由時間の増大や生活スタイルの多様化などに伴い、身近な場所で多様な余暇活動を行える場の確保が求められており、森林、歴史施設、河川、ため池など既存施設を活かして特色ある余暇活動の場の形成を図る必要があります。

また、まちづくりに対する住民の参加意欲も高まってきており、森林の保全や公園の整備、緑化の促進などに、適切に活かしていくための協働の取り組みを検討する必要があります。



## 第3章 計画の目標と将来像

### 第1節 計画の目標

本計画は、第4次総合計画に定める「住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」づくりの中で、「みどり」に関わる施策全般を受けもつものであり、特に、「みどり」に関わる施策は行政、住民、企業などが一体となって推進することが重要であるとの認識の下、その方向をわかりやすく表現するため、次のような目標を設定します。

#### ■みどりの基本計画の目標

#### —第4次総合計画に定めるまちの将来像—

「住みたい 住んでよかった ともにつくる  
“やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」  
をめざす



#### —みどりの基本計画の目標—

##### 〔1〕 貴重なみどりの保全・継承

奥山雨山自然公園などの森林や市街地に残された貴重なみどりを適正に保全し、後世に継承する

##### 〔2〕 多様なみどりの創出

みどりをあらゆる方面から捉え、多様なみどりづくりをめざす

##### 〔3〕 みどりの拠点づくり

自然緑地拠点及びみどりの拠点を中心に自然環境の保全・活用を図っていく

##### 〔4〕 ネットワーク形成

みどりの効果を向上させるため、みどりの拠点を形成する既存の施設などを利用しながら「みどり」をつなぐ

##### 〔5〕 協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充

行政と住民、自治会、NPO法人、事業者などが協働して、みどりづくりや保全を行なっていくとともに、人とみどりのふれあいの場の拡充をめざす

## 第2節 「みどり」の将来像

町域の土地利用や市街化の動向を踏まえて、熊取町都市計画マスタープランでは土地利用区分として次のようなゾーンを設定しており、本計画においても、下記のとおり各ゾーンの特性に応じた施策を適切に促進し、多様な「みどり」をもつ都市づくりを進めることとします。

### ○ 緑地保全・活用ゾーン

市街地の後背に展開する森林や農地を活かして、自然と共生する町域形成を図るうえで中心となるゾーンです。

### ○ 環境調和ゾーン

豊かな自然を有する緑地保全・活用ゾーンと市街地ゾーンの境界部に位置するゾーンです。

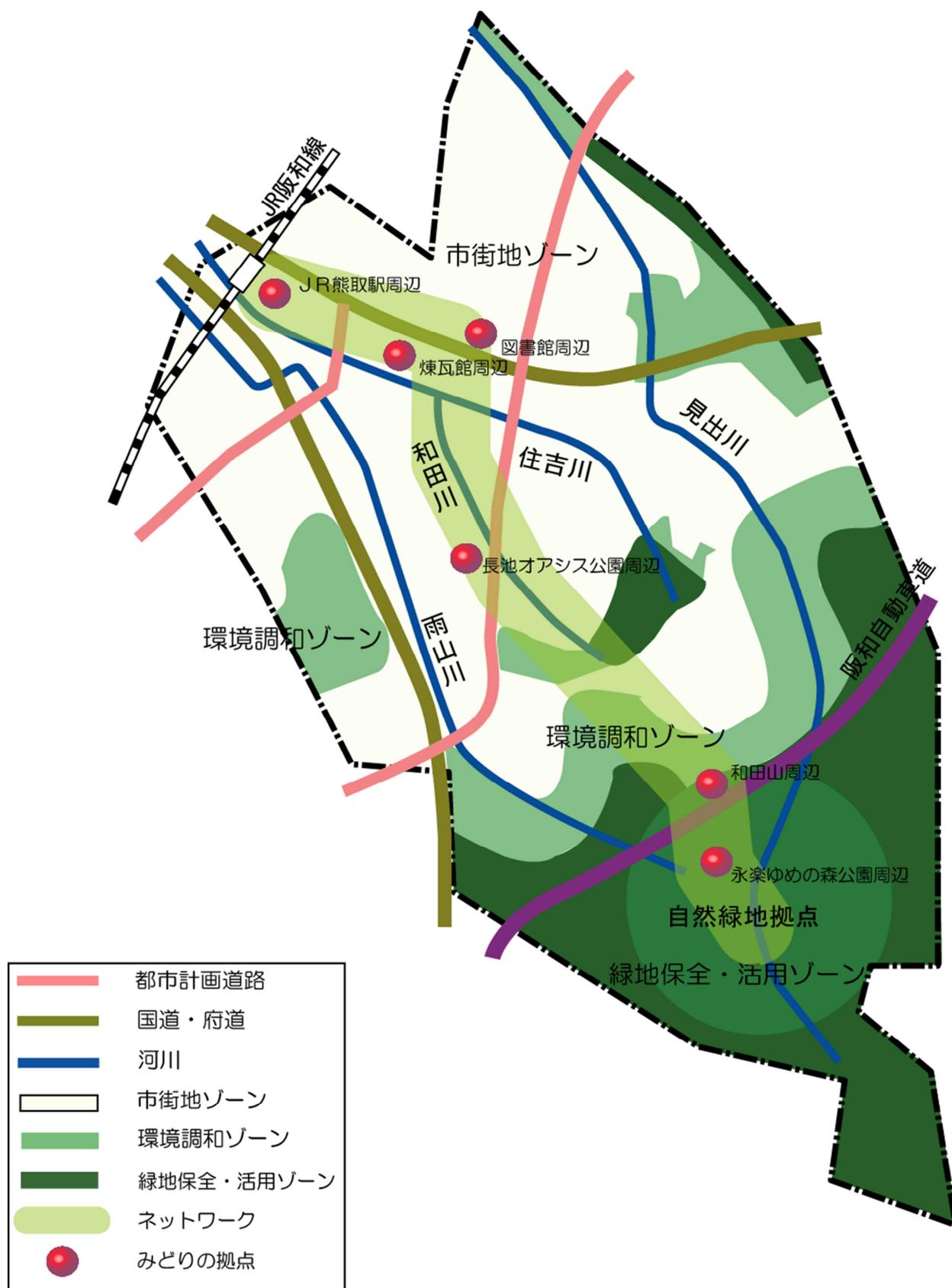
### ○ 市街地ゾーン

現行の市街化区域のゾーンです。

### ■ ゾーン別のみどりの将来像に向けての施策

ゾーン区分 目標	緑地保全・活用ゾーン	環境調和ゾーン	市街地ゾーン
[1] 貴重なみどりの保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然緑地拠点のみどりの保全</li> <li>● 農業振興地域農用地の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域での開発の抑制</li> <li>● 町のまちづくりに寄与する開発地におけるみどりの回復、確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な農地、ため池などの保全活用</li> <li>● 貴重な樹木などの保全方策検討</li> </ul>
[2] 多様なみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然緑地拠点での、四季感や彩りのある森林への再生</li> <li>● 生態系への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 彩りや個性に富んだ、多目的な緑地の整備、緑化の促進</li> <li>● 住宅開発時における緑地協定などによる緑の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園の適正配置および個性ある緑化促進</li> <li>● 防災面などを考慮した多機能な緑化の促進</li> </ul>
[3] みどりの拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境を保全し、人々がみどりを満喫できる空間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アウトドア活動に配慮し、人々がみどりにふれあえる空間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多くの人が集まることから、人々のやすらぎに配慮したみどりの空間づくり</li> </ul>
[4] ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然緑地拠点を核としたみどりの拠点をつなぐネットワークの形成</li> </ul>		
[5] 協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアなど協働による森林等の保全の促進</li> <li>● 自然緑地拠点の活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民有地（工場等）の緑化促進</li> <li>● 開発地における緑地協定など住民主体のみどりの保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園などの協働の管理システムづくり</li> <li>● 公共用地と民有地の連携した緑化促進</li> </ul>

■みどりの将来像概念図



## 第3節 計画のフレーム

### 1. 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域全域（＝町全域）とします。

計画対象市町村名（面積）	都市計画区域名（面積）
熊取町（1,724ha）	南部大阪都市計画区域 熊取町域（1,724ha）

### 2. 目標年次と将来人口

#### (1) 目標年次

本計画の目標年次は、第4次総合計画と整合を図り、2027年とします。

#### (2) 熊取町の将来人口の設定

目標年次における将来人口は、43,000人と想定します。

	設定値	備 考
2027年（平成39年）	43,000人	熊取町第4次総合計画の目標年次における将来人口

### 3. 市街化区域の規模等

今後の人口減少傾向等を考え、各目標年次における市街化区域の規模を現況と同じと想定します。

	現状（2017年（平成29年））	目標年次（2027年（平成39年））
市街化区域の規模	925ha	925ha

※本町の市街化調整区域における土地利用方針の策定における検討において、第4次総合計画の人口推計上の人口減に対し、現行の市街化区域の利用により補えるとの判断により、市街化区域の面積については現状維持とする。

### 4. 住区の構成

本計画において住区は、町立小学校5校の各通学区域とします。

## 第4節 計画の目標水準の設定

### 1. みどりの確保目標水準

- 緑地の確保目標：緑地の町域に対する割合を 4 割以上確保
- 施設緑地の整備目標：施設緑地を住民一人当たり概ね 30 m<sup>2</sup>以上
- 緑被率の目標（市街化区域）：緑被率※ 20 %（樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率）

（※目標水準についてはみどりの大阪推進計画に基づき設定）

#### ※緑被率の定義

樹林・樹木による緑被率：樹林や樹木（地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含む）  
で被われた面積の割合（樹林・樹木の樹冠投影面積÷土地の面積）

草地等を含む緑被率：上記「樹林・樹木による緑被率」に草地等で被われた面積を足した面積の割合  
（（樹林・樹木の樹冠投影面積＋草地等による被覆面積）÷土地の面積）

草地等：樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など

### 2. 緑地確保目標量

	将来市街化区域面積 に対する緑被率の割合	都市計画区域面積 に対する緑地面積・割合
目標年次における 緑地確保目標量（2027年（平成39年））	21.30%	概ね 685.96ha 39.79%

### 3. 緑地の内訳

		現況 (2017年 (平成29年))	目標年次(2027年(平成39年))
施設緑地		234.39ha	241.35ha
	市街化区域内	85.05ha	92.01ha
地域制緑地(施設緑地との重複を除く)		543.05ha	543.05ha
	市街化区域内	24.30ha	24.30ha
緑地計	A	679.06ha	685.96ha
	市街化区域内 B	109.35ha	116.31ha
市街化区域面積	C	925ha	925ha
市街化区域面積に対する 緑地の割合	$D = B / C$	11.82%	12.57%
都市計画区域(町域)面積	E	1,724ha	1,724ha
都市計画区域面積に対する 緑地の割合	$F = A / E$	39.39%	39.79%

※ 2017年(平成29年)3月末現在

### 4. 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

	現況 (2017年 (平成29年)) ※	目標年次 (2027年 (平成39年))
都市公園	34.52 m <sup>2</sup> /人	36.90 m <sup>2</sup> /人
都市公園に準じる 公共施設	5.23 m <sup>2</sup> /人	5.34 m <sup>2</sup> /人
計	39.75 m <sup>2</sup> /人	42.24 m <sup>2</sup> /人

※ 2017年(平成29年)3月末現在

# 第4章 みどりの配置方針

## 第1節 系統別みどりの配置方針

みどりの効果から見る「環境保全系統」「防災系統」「景観構成系統」及び「レクリエーション系統」の4つの系統別のみどりの配置方針を次のとおり定めます。

### 〔環境保全系統〕

---

#### 1. 環境保全の骨格となるみどり

- (1) 町域南部の山地は、自然環境と調和した町域の形成を図るうえで、重要な役割を担っていることから、現存する森林の保全育成を図るとともに、広葉樹の植栽などによる多様なみどりの形成を促進します。
- (2) 町域北東部の農業振興地域農用地区域に指定されている農地は、農業施策の推進などによる保全・活用策を検討します。
- (3) 雨山川、見出川、住吉川などは、町域南部の山地と市街地を結ぶみどりの軸線となっていることから、生物の生息環境にも配慮した整備・保全を図ります。

#### 2. 地区の特性をもつみどり

- (1) 次の地区では、歴史的風土の保全・活用を図ります。
  - ① 南北朝時代の城跡が残され、国の指定史跡として指定された土丸・雨山城跡周辺
  - ② 国の重要文化財に指定されている中家住宅や煉瓦館周辺
- (2) 市街化区域内の主要なため池については、多様な生物の生息環境を保全し、市街地において自然の豊かさにふれあえる場としての活用を検討します。
- (3) 住宅開発により確保された緑地については、住民等との協働も視野に入れ、良好な保全に努めます。

#### 3. 市街化区域内の保全すべき農地

市街化区域内農地は、快適な生活環境の保全、ヒートアイランド現象の防止を図る上で大切な役割を担っており、町域のみどりの充足状況などを考慮し、生産緑地地区の指定などによる保全策を検討します。

### 〔防災系統〕

---

#### 1. 自然災害の防止に資するみどり

町域南部の山地は、治山、治水から保全が必要であり、和泉葛城近郊緑地保全区域、保安林に指定されている森林の保全を図ります。また、指定区域周辺の森林についても、保全方針を検討します。

#### 2. 地震等の災害時における安全性の確保に資するみどり

- (1) 一時避難場所に指定されている各小学校、八幡池青少年広場、長池オアシス公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園では、敷地内緑化の推進に努め、機能の充実を図ります。
- (2) 広域避難場所に位置づけられている町民グラウンド周辺の防災性の向上を図るため、総合公園及び運動公園の機能を持つ公園としての位置づけについて検討します。
- (3) 一時避難場所から広域避難場所に向かう避難路は、安全な避難空間の確保を図るため歩道、

植栽帯の確保などに努めます。

- (4) 火災の延焼による被害拡大の防止に資する緑地として、河川及び広域幹線道路を位置づけ延焼遮断帯として機能の充実のため、植栽帯の確保を促進します。

### 3. その他

応急仮設住宅建設予定地に選定されている中央公園などの防災性確保と維持管理に努めます。

## [景観構成系統]

---

### 1. 郷土景観を構成するみどり

- (1) 町域南部の山地は、本町の郷土景観を構成する基盤的な緑地として、奥山雨山自然公園、土丸・雨山城跡及び永楽ゆめの森公園を中心に自然景観の保全を図ります。
- (2) 国の重要文化財に指定されている中家住宅や煉瓦館周辺は、歴史的なみどり景観として、保全と活用を図ります。
- (3) 主要な社寺と一体となった樹林地や、市街地内に位置する巨木などは、特徴ある郷土景観として位置づけるなど、保全策を検討します。
- (4) 見出川、住吉川、和田川、雨山川及び市街化区域内に位置する主要なため池などは、周辺の樹林地なども含め、水辺景観の充実を図ります。

### 2. 都市景観形成に資するみどり

- (1) みどり豊かな市街地景観を創造する中心的なみどりとして、都市公園や街路等をはじめ、小中学校町役場などの主要な公共公益施設や、大学、規模の大きな企業敷地などを位置づけ、各施設の整備、改善に併せての緑化推進、並びに周辺道路沿いに花木を植えるなど、きめ細かく緑化の促進を図ります。
- (2) 都市拠点に位置する公園や公益施設においては、都市拠点形成に資する景観にも配慮した整備・充実を図ります。

特に、JR熊取駅周辺は町の主要な玄関口であることから、住民、事業者、行政の協働の下、緑化の促進を図り、みどり豊かな景観づくりに努めます。

### 3. 新市街地におけるみどり

新市街地においては、周辺の緑地景観との調和を図るための緑地、個性ある公園などの誘導及び緑地協定などによるみどりの確保を進めます。

## [レクリエーション系統]

---

### 1. 公園などのみどり

日常生活圏におけるレクリエーションの場の充足を図るため、次のような施設を配置するよう努めます。

#### (1) 住区基幹公園

##### ① 街区公園

幼児、児童の遊び、高齢者の身近な場所での健康づくり、生きがいつくりや地域コミュニティの場などの需要については、街区公園により対応を図るものとし、市街化区域においては、誘致圏250mとして既存公園を適切に配置するよう努めます。

新たに開発により公園を設置する場合については、既に設置されている街区公園の誘致圏

を配慮しながら、その規模に応じ街区公園を配置します。また、既に開設されている街区公園については、住民の公園の利用の状況やニーズの変化に対応するため、魅力的な公園への再生や利用状況に応じた小規模な公園の統廃合を行っていきます。

## ② 近隣公園、地区公園

近隣及び地区住民の休息、散策、運動や多様なコミュニティ活動等の需要については、近隣公園、地区公園などにより対応を図るものとし、既存施設等の活用を図りつつ、各住区に1箇所以上の確保に努めます。

## (2) 都市基幹公園

### 総合公園・運動公園

町民グラウンド及びひまわりドームを活かして、スポーツ活動を中心とした多様なレクリエーション需要に対応するため、総合公園と運動公園の役割を持つ公園の設置について検討します。

## (3) その他の都市公園等

### 緑道

日常的な散策活動の需要については、新しい住宅開発や面的な市街地整備と併せて、快適に歩ける緑道の確保に努めます。

## (4) その他

各施設の魅力の相乗的な向上を誘発するため、自然緑地拠点やみどりの拠点をネットワークで結ぶことにより、人々がやすらぎや憩いが得られるような空間としての整備を図ります。

## 2. 市街地内農地を活用したみどり

農地をレクリエーション農園として活用促進していますが、今後ともその確保・充実に努めます。

## 3. 広域的な利用に資するみどり

広域的に親しまれ、アウトドア活動やふれあいの中心となる奥山雨山自然公園及び永楽ゆめの森公園と野外活動ふれあい広場周辺の充実を図っていくとともに、広域的な利用の一層の促進を図るため、自然緑地拠点と位置づけ更なる魅力充実策について検討します。

(参考)「都市公園の種類」(国土交通省のホームページより)

種類	種別	内容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
	国営公園	主として一の都道府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩 衝 緑 地 等	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位

## 第2節 総合的なみどりの配置方針

前述の4系統のみどりの配置方針を総合的に調整し、本計画の目標に沿って、次のとおり熊取町のみどりの構造形成を図ります。

### 1. 都市の形状を規定するみどりの保全・整備

- (1) 町域南部の山地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成など全ての機能を有し、自然環境と調和したみどり豊かな町域形成の基盤となることから、各々の機能の調整を図りつつ、法令の規制などによる保全に加え、その活用策を検討します。
- (2) 町域北東部の農業振興地域農用地区域を含む、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に定める農空間保全地域は、農業施策の推進などによる保全策を検討します。

### 2. 市街地及び周辺でのみどりの保全・整備

- (1) 街区公園は、配置バランスにも配慮して整備に努めます。
- (2) 近隣公園や地区公園などの規模の大きな都市公園は、多様なレクリエーション活動や町域の個性形成の中心となるものであり、自然や歴史資源も積極的に活用して整備に努めます。
- (3) 市街地内の主要なため池は、身近に水辺景観、多様な生物にふれあえる場でもあり、公園整備やため池改修と併せて保全・活用を図ります。
- (4) 主要な社寺と一体となった樹林地は、歴史的風土の伝承を図る上で重要なみどりであり、保全策を検討します。
- (5) 市街地及び周辺で位置づけられている小中学校など比較的規模の大きな公益施設は、みどり豊かな市街地形成を誘導する拠点として緑化の推進を図ります。
- (6) 既に開設されている都市公園については、住民の公園の利用の仕方やニーズの変化に対応するため、魅力的な公園への再生や利用状況に応じた小規模な公園の統廃合を行っていきます。

## 第3節 みどりの拠点の設定

身近な自然とのふれあいやレクリエーションなど様々な住民ニーズに対応していくためのもの、今後も重点的に良好な景観形成に配慮しながら、やすらぎや憩いが得られるよう空間づくりを進めていく必要があることから、次の拠点を核にみどり豊かな地区の形成を図っていきます。

### 1. 自然緑地拠点の設定

都市計画マスタープランにおいて「緑地・保全活用ゾーン」として位置づけられており、アウトドアやスポーツ活動に適した地区であることから、奥山雨山自然公園周辺、永楽ゆめの森公園及び和田山周辺を「自然緑地拠点」として位置づけます。

### 2. みどりの拠点の設定

都市計画マスタープランにおいても「市街地ゾーン」、「環境調和ゾーン」の位置づけがあり、当該ゾーンのなかにある、JR熊取駅周辺、煉瓦館周辺、図書館周辺、長池オアシス公園周辺を「みどりの拠点」として位置づけます。

---

### 3. 拠点を結ぶネットワークの形成

まちと自然が調和し、みどりをより実感できるためには、それぞれの拠点を独自で整備するだけでなく、「自然緑地拠点」をみどりの核として、市街化区域内でみどりの中心となる「みどりの拠点」を街路樹、ため池や河川などで有機的につながるネットワークを形成することにより、みどり豊かな広がりと良好な空間を創出するだけでなく、防災性の確保など多面的な機能を生み出すことができます。

## 第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

### 第1節 施設緑地の整備目標及び整備方針

#### 1. 都市公園の整備目標及び整備方針

##### (1) 整備目標

各々の都市公園の整備目標については、都市公園法施行令などで示される整備標準を踏まえつつ、本町の規模などを勘案し次のように定めます。

			現 況 (2017年(平成29年)) ※1	目標年次 (2027年(平成39年))
都 市 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	105箇所 11.43ha (2.60/人)	110箇所 11.75ha (2.73 m <sup>2</sup> /人)
		近隣公園	2箇所 5.29ha (1.20/人)	2箇所 5.29ha (1.23 m <sup>2</sup> /人)
		地区公園	2箇所 134.97ha※2 (30.71 m <sup>2</sup> /人)	2箇所 134.97ha (31.39 m <sup>2</sup> /人)
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	0ha	0ha
		運動公園	0ha	1箇所 6.10ha (1.42 m <sup>2</sup> /人)
	特殊公園		0ha	0ha
	緑道・緑地		0ha	1箇所 0.54ha (0.13 m <sup>2</sup> /人)
	(都市公園計)			109箇所 151.69ha (34.52 m <sup>2</sup> /人)
町 人 口			43,948人※3	43,000人

※1 2017年(平成29年)3月末現在

※2 地区公園の面積は、都市公園(7.13ha)に奥山雨山自然公園部分(127.84ha)加えた面積

※3 2017年(平成29年)3月末現在住民基本台帳人口

## (2) 整備方針

### 〔街区公園〕

- 新たに開発などにより街区公園を設置する場合は、既に設置されている街区公園の誘致圏に配慮しながら設置します。また、既に設置されている街区公園については、利用状況などを勘案しながら統廃合についても検討を行います。
- 既存公園は、少子高齢化の進行などによる利用者の変化なども踏まえて、利用者の要望にあった公園、やすらぎのある公園として、住民等との連携による改修を検討します。  
また、スロープの整備などユニバーサルデザイン化に努めます。
- 既存の街区公園の維持管理については、公園施設の定期的な点検と長寿命化計画に基づき計画的な遊具の更新・補修に努めるとともに、住民等との協働による維持管理システムの方策を検討し、地域に親しまれる公園をめざし、地域コミュニティの場としての活用を図ります。

### 〔近隣公園〕

- ため池、運動広場などの活用を図り、日常的なスポーツ活動やコミュニティ活動、都市景観形成、配置バランス（1住区に1箇所以上の確保）などに配慮して個性ある公園として整備に努めます。
- 長池オアシス公園については、隣接する長池、下池周辺において、オアシス構想による整備が行なわれ活用しておりますが、今後は長寿命化計画に基づき全体的に機能充実を図っていきます。

### 〔地区公園〕

- 奥山雨山自然公園については、長寿命化計画に基づき、自然と親しめる場としての施設の更新・機能の充実を図っていきます。

### 〔総合公園・運動公園〕

- 町民グラウンド、ひまわりドーム周辺について、総合公園・運動公園としての機能充実及び位置づけを検討します。

### 〔緑道〕

- 開発地における緑道の整備・保全を図ります

■長池オアシス公園



■熊取歴史公園（煉瓦館）



## 2. 都市公園に準じる公共施設の整備目標及び整備方針

### (1) 整備目標

各々の整備目標を、次のように定めます。

		現 況 (2017年 (平成29年)) ※1	目標年次 (2027年 (平成39年))
都市公園に 準じる公共用地	街区公園に 準じるもの※2	13箇所 1.57ha (0.36㎡/人)	13箇所 1.57ha (0.37㎡/人)
	緑道・緑地に 準じるもの※3	34箇所 16.89ha (3.84㎡/人)	34箇所 16.89ha (3.93㎡/人)
	その他の緑地 等※4	3箇所 4.52ha (1.03㎡/人)	3箇所 4.52ha (1.05㎡/人)
(公共用地計)		50箇所 22.98ha (5.23㎡/人)	50箇所 22.98ha (5.84㎡/人)
町 人 口		43,948人※5	43,000人

※1 2017年(平成29年)3月末現在

※2 ふれあい公園、ちびっこ広場

※3 住宅開発に伴う緑地等

※4 野外活動ふれあい広場、八幡池青少年広場、町民グラウンド

※5 2017年(平成29年)3月末現在住民基本台帳人口

### (2) 整備方針

#### 〔街区公園に準じるもの〕

- 借地公園などの維持保全に努め、都市公園としての位置づけを検討します。

#### 〔緑道・緑地に準じるもの〕

- 開発に伴う緑地などの保全に努めます。

住宅開発により整備された緑地の維持管理及び整備において、住民等の協力を得るなど、協働の取り組みを検討します。

#### 〔奥山雨山自然公園周辺等〕

- 奥山雨山自然公園周辺は、永楽ダム周辺の桜が有名であるが、近年、老朽化により樹勢の衰えが顕著になってきており、早急な対応の方策を検討するとともに、併せて豊かな自然を活かし広域的な利用にも応えられるよう、紅葉などの充実を行うなど魅力の充実方策を検討します。

### 3. 都市公園の管理運営方針

大多数の都市公園において施設の老朽化が進んでおり、都市公園を安全に使用していくためには、老朽化した公園施設の更新や修繕が必要となるため、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の更新や修繕を行っていきます。また、少子高齢化や地域的な人口偏差が進んでいることから、都市公園の管理形態の見直しのほか、配置の見直しや機能の集約を行っていきます。

### 4. 施設緑地の整備目標水準

	現 況 (2017年(平成29年))※1	目標年次(2027年(平成39年))
都市公園 小計	109箇所 151.69ha (34.52㎡/人)	116箇所 158.65ha (36.90㎡/人)
都市公園に準じる 公共施設 小計	50箇所 22.98ha (5.23㎡/人)	50箇所 22.98ha (5.34㎡/人)
町 人 口	43,948人※2	43,000人
施設緑地合計	39.75㎡/人	42.24㎡/人

※1 2017年(平成29年)3月末現在

※2 2017年(平成29年)3月末現在住民基本台帳人口

#### ■永楽ゆめの森公園



#### ■中央公園



#### ■永楽ゆめの森公園



#### ■大久保防災コミュニティ公園



## 第2節 地域制緑地の保全及び指定方針

地域制緑地の保全及び指定方針を次のように定めます。

### 1. 法律によるものの保全及び指定方針

○ 和泉葛城近郊緑地保全区域

現在の指定を継続し、保全します。

○ 農業振興地域・農用地区域

現在の指定を継続し、保全します。

○ 保安林

現在の指定を継続し、保全します。

○ 地域森林計画対象民有林

無秩序な開発を防止し、現在の区域の保全に努めることとしますが、本町のまちづくりに寄与することなどにより、開発することとなった地区においては、緑地環境の修復を図ります。

○ 特別緑地保全地区、管理協定

現在のところ指定地区はありませんが、必要に応じて検討します。

○ 土砂埋立て等の規制に関する条例

災害防止と生活環境保全のために、町独自の条例制定を検討します。

○ 緑化地域

現在のところ、大阪府の自然環境保全条例及び本計画の緑化基準に基づくものとし、指定する予定はありませんが、必要に応じて検討します。

○ 緑地協定

新たな新規開発地などにおいて、地区計画制度の導入と併せて、緑地協定の締結を促進します。

○ 市民緑地

現在のところ指定地区はありませんが、必要に応じて検討します。

○ 生産緑地地区

市街化区域内農地で、生産緑地法で定める条件に該当するものについては、公園、緑地その他の公共空地の整備状況を勘案するとともに、農業従事者等の意見を尊重しつつ、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区の指定を検討します。

○ 保存樹・保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、まちの美観風致を維持するために保存の必要がある樹木、樹林地の指定を検討します。

○ 文化財（史跡）指定地

文化財（史跡）指定の土丸・雨山城跡を今後とも保全します。

### 3. 地域制緑地の保全及び指定目標水準

以上の指定方針に基づき、地域制緑地の保全及び指定目標を次のように定めます。

	現況（2017年（平成29年））※1	目標年次（2027年（平成39年））
和泉葛城近郊緑地保全区域	216.00ha	216.00ha
農業振興地域農用地区域	22.00ha	22.00ha
保安林	165.00ha	165.00ha
地域森林計画対象民有林	496.00ha	496.00ha
特別緑地保全地区	－ha	－ha
緑化地域	－ha	－ha
緑地協定	24.30ha	24.30ha
市民緑地	－ha	－ha
生産緑地	－ha	－ha
保存樹・保存樹林	－ha	－ha
条例等によるもの ＜雨山及び土丸・雨山城跡＞	11.89ha	11.89ha
計	935.19ha	935.19ha
地域制緑地の重複部分	－392.14ha	－392.14ha
地域制緑地の重複部分を除いた面積	543.05ha	543.05ha
施設緑地との重複部分	－98.44ha	－98.44ha
施設緑地との重複部分を除いた面積	444.61ha	444.61ha

※1 2017年（平成29年）3月末現在

#### ■雨山地区の自然



## 第3節 都市緑化の目標及び推進方針

### 1. 公共公益施設の緑化の目標と推進方針

#### (1) 緑化の目標

緑化の目標は、大阪府自然環境保全条例及び同施行規則に定める府有施設緑化基準をめざし、次のように定めます。

#### ■公共公益施設の緑化目標

施設等の区分	緑化目標
建築物及びその敷地 (緑化面積の割合)	敷地面積の20%以上  ※ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積に建築物上における緑化面積を加えた面積が敷地面積の20%に満たない場合は、次に二つに該当することを目標とする。 ○地上部において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上 ア (敷地面積－建築面積) ×25% イ [敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)] ×25% ○建築物上において屋上面積の20%以上
都市公園 (緑化面積の割合)	敷地面積の50%以上  ※ただし、民間開発等により帰属を受けることとなる公園については、開発指導要綱の基準(30%以上)とする。

#### (2) 緑化の推進方針

##### ① 主要な公益施設の緑化

本町では、町役場や周辺に位置する熊取ふれあいセンター、町営大原住宅などの緑化を推進してきており、公益施設の整備や改善と併せて、屋上緑化、壁面緑化や、高木と低木を組み合わせる重層緑化の方策などを検討し、大阪府自然環境保全条例で定められている府有施設緑化基準の充足をめざします。

##### ② 都市公園等の緑化

街区公園など比較的小規模な公園は、当該地区の個性形成が図られるよう、シンボルとなる花木の植栽などきめ細かい緑化の促進を図ります。また、住民等との協働により、特色ある緑化も促進します。

比較的規模の大きな公園では、町の木としている「梅」の活用の検討とも併せて、シンボルとなる花木や、野鳥等が好む樹木、延焼遮断にも寄与する樹木などを、公園の特性に合わせて選定し、緑化の推進を図ります。

### ③ 道路の緑化

主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕、(都)泉州山手線は、広域圏を結ぶ道路であるとともに、町域形成の骨格となる道路でもあることから、みどり豊かな道路となるよう重点的な緑化の推進を関係機関に要望します。

また、幹線道路、避難路、歴史街道や遊歩道などの整備と併せて、植栽帯、ポケットパークや交差点部の空間を生かした緑化の推進を図ります。

### ④ 河川の緑化

本町を流れる河川は、川幅も狭く、重点的に緑化が図れるような河川敷や堤防などが少ないことから、緑化空間としての親水性のある整備の促進を検討します。

## 2. 民有地の緑化の目標と推進方針

### (1) 緑化の目標

民有地緑化の目標は、1,000㎡以上の敷地面積を有するものについては、大阪府自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」による緑化が義務づけられており、同制度の緑化基準に適合するよう指導します。

加えて、本町においては、敷地面積が1,000㎡に満たないものについても、できる限りこの基準に近づけてもらえるよう協力を要請するものとします。

### (参考) 建築物の敷地等における緑化を促進する制度の緑化基準

#### ○地上部の緑化基準

次の二つの計算式による計算結果（緑化必要面積）、もしくは建築物の床面積の合計のうち、最も小さい面積を基準とする。

#### ・地上部の緑化必要面積計算方法

ア  $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 25\%$

イ  $[\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 25\%$

#### ○建築物上の緑化基準

利用可能な屋上の20%の面積を基準とする。

※地上部と建築物上でそれぞれ緑化が困難な場合は緑化面積を相互に振り替えることができる。

### (2) 緑化の推進方針

規模の大きな新規開発地では、地区計画制度の導入や緑地協定などの制度の活用を促進し、宅地の緑化、シンボルツリーの指定などを検討します。

開発に係る事前協議において、大阪府自然環境保全条例による緑化基準の遵守及び本計画の目標値の達成につき緑化指導を行ないます。

### 3. 住民等の参加、協力等の促進方針

これまで、熊取町緑と自然の活動推進委員会、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会、NPO法人などの住民活動団体や自治会等との連携により、住民等の参加、協力を適切に得ながら種々の緑化の推進を図ってきましたが、今後においても、奥山雨山自然公園の紅葉や永楽ダム周辺の桜など、行政だけでは課題解決が困難なことも見込まれ、より一層NPO法人をはじめとした住民等の幅広い参加、協力を得るため協働の取り組み方策を検討します。

大阪府やその他団体による緑化推進に係る支援制度の周知に努め、民間活動における活用の促進を図ります。

都市公園や道路などの都市施設や学校などの公益施設のみどりと、それらの周辺の民有地のみどりづくりを連携して行い、拠点的なみどりの拡大について検討します。

### 4. 普及啓発活動と顕彰事業の推進方針

これまで、熊取町緑と自然の活動推進委員会による緑化フェア、永楽桜まつりの開催、各種教室や、緑の募金運動などが行われてきていますが、緑化活動の一層の気運の盛り上げのため、顕彰事業の充実について検討します。

また、各種団体が行なっている啓発事業の周知に努め町内緑化の促進を図ります。

## 緑化フェア



## 野外活動ふれあい広場

## 第4節 みどりに係る施策等について

緑地の保全や緑化の推進、その他みどりに係る施策については、今後さらに、住民等との協働によることが重要となってきます。

この点を踏まえて、各主体別に、これまで行なってきた施策等（今後とも継続、拡充するものを含む）と今後の新たな施策展開などの検討について、次のとおり整理し、今後の指針とします。

### 1. 町が行なう施策

#### 〔これまで〕

- 都市公園などの施設緑地の整備、維持管理、整備計画の策定
- 地域制緑地の指定方針などの決定（町の権限に係るもの）
- 地区計画などの都市計画決定
- 公共公益施設の緑化推進
- 開発協議時などの緑化の指導
- 各種団体が行なっている啓発事業などの住民への周知

等

#### 〔今後検討する施策〕

- みどりに関する条例等の制定検討
- 緑化基金創設の検討
- みどりに関する民間活動の認定制度、コンクールなどの顕彰制度の充実検討
- 公園などの法面を利用した、特色ある花木の植栽

### 2. 町と住民等が協働で行なう施策

#### 〔これまで〕

- 都市公園等の自治会による清掃等
- レクリエーション農園開設
- 熊取町緑と自然の活動推進委員会の活動
- 緑化フェアの開催  
植木市、花苗配付、コンテナガーデン教室、コンテナガーデンコンテスト等
- 永楽桜まつり開催
- 自然緑地拠点活用推進事業
- ゲンジボタル観察会開催
- 地域の魅力づくりプロジェクト〈熊取〉推進協議会の活動
- アドプトロード、アドプトリバープログラム事業

等

#### 〔今後検討する施策〕

- 地域住民による公園パトロール
- 公共用地のみどりと隣接する民有地のみどりを連携させた緑化の推進。
- 「みどり」と人をつなぐコーディネイト役としての専門家確保
- 住民が参加して植栽するみどりのオーナー制度
- 奥山雨山自然公園周辺の保全・活用

### 3. 大阪府と町が連携して行なう施策

#### 〔これまで〕

- 大阪府緑化樹の配付
- 大阪府自然環境保全条例にもとづく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」による緑化指導
- 府民参加の森づくり事業
- 「ため池オアシス構想」によるため池整備事業

等

#### 〔今後検討する施策〕

- 河川の親水空間の整備

### 4. 住民等が行なう取り組み

#### 〔これまで〕

- 民有地の緑化推進
- 緑地協定の締結
- NPO法人やオアシス管理会などによるボランティア活動
- 自治会などによる公園、緑地の緑化、清掃などのボランティア活動

等

#### 〔今後検討する取り組み〕

- 企業などによるCSR（Corporate Social Responsibility）活動の促進、連携  
公共緑地の維持管理、緑化樹の植栽等の人的、資金的な参画等
- 住民等による森林の里山保全事業

都市公園等整備状況



■施設緑地の整備個別調書（2017年（平成29年）3月31日現在）

番号	種別	名称	整備現況		備考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
1	街区	青葉台児童公園	0.12		
2	街区	青葉台自然公園	0.36		
3	街区	美熊台小公園	0.07		
4	街区	朝代団地公園	0.06		
5	街区	大久保サニーハイツ公園	0.03		
6	街区	山の手台1号公園	0.16		
7	街区	山の手台2号公園	0.11		
8	街区	山の手台3号公園	0.11		
9	街区	山の手台4号公園	0.12		
10	街区	山の手台5号公園	0.53		
11	街区	山の手台6号公園	0.03		
12	街区	小垣内1号公園	0.01		
13	街区	小垣内2号公園	0.01		
14	街区	新野田公園	0.06		
15	街区	桜が丘公園	0.06		
16	街区	大久保サニーハイツ西公園	0.02		
17	街区	希望が丘1号公園	0.27		
18	街区	希望が丘2号公園	0.32		
19	街区	自由が丘1号公園	0.03		
20	街区	自由が丘2号公園	0.41		
21	街区	自由が丘3号公園	0.03		
22	街区	永住橋1号公園	0.04		
23	街区	永住橋2号公園	0.11		
24	街区	若葉1号公園	0.47		
25	街区	若葉2号公園	0.05		
26	街区	若葉3号公園	0.06		
27	街区	南山の手台公園	0.09		
28	街区	新野田2号公園	0.02		
29	街区	高塚台1号公園	0.10		
30	街区	高塚台2号公園	0.04		
31	街区	翠松苑児童公園	0.17		
32	街区	東和苑児童公園	0.12		
33	街区	小垣内西小公園	0.01		
34	街区	大宮運動公園	0.08		
35	街区	南山の手台運動公園	0.23		
36	街区	池の台児童公園	0.09		
37	街区	七山西公園	0.05		
38	街区	松風台北公園	0.03		
39	街区	法禅寺西公園	0.02		
40	街区	グリーンヒル第1公園	0.07		
41	街区	グリーンヒル第2公園	0.11		
42	街区	平見西1号公園	0.01		
43	街区	弘法池東公園	0.03		
44	街区	大池東公園	0.08		
45	街区	東和苑南公園	0.01		
46	街区	水荘園公園	0.29		
47	街区	築留南公園	0.02		
48	街区	東和苑北公園	0.04		
49	街区	川田児童公園	0.02		
50	街区	長谷池公園	0.12		
51	街区	駅前公園	0.19		
52	街区	七山東小公園	0.02		
53	街区	今池小公園	0.01		
54	街区	駅前北小公園	0.02		
55	街区	七山児童公園	0.15		
56	街区	七山南公園	0.05		
57	街区	大浦児童公園	0.01		

番号	種別	名称	整備現況		備考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
58	街区	大原児童公園	0.01		
59	街区	築留北公園	0.01		
60	街区	桜が丘北公園	0.03		
61	街区	中ノ池北公園	0.09		
62	街区	紺屋児童公園	0.01		
63	街区	小谷児童公園	0.05		
64	街区	若葉児童公園	0.05		
65	街区	五門児童公園	0.02		
66	街区	桜が丘東公園	0.02		
67	街区	青葉台南公園	0.02		
68	街区	朝代児童公園	0.02		
69	街区	朝代西1号公園	0.13		
70	街区	朝代西2号公園	0.07		
71	街区	大久保防災コミュニティ公園	0.35		
72	街区	緑が丘1号公園	0.26		
73	街区	緑が丘2号公園	0.01		
74	街区	桜が丘児童公園	0.01		
75	街区	平見西2号公園	0.01		
76	街区	熊取歴史公園	0.40		
77	街区	大久保西児童公園	0.01		
78	街区	青葉台1号公園	0.07		
79	街区	青葉台2号公園	0.02		
80	街区	大久保北児童公園	0.01		
81	街区	新野田3号公園	0.02		
82	街区	小谷西児童公園	0.01		
83	街区	野田児童公園	0.01		
84	街区	桜が丘南公園	0.02		
85	街区	七山東公園	0.01		
86	街区	小垣内3号公園	0.03		
87	街区	五門濁池北公園	0.02		
88	街区	今池東公園	0.01		
89	街区	桜が丘小公園	0.01		
90	街区	つばさが丘2号公園	0.78		
91	街区	つばさが丘3号公園	0.21		
92	街区	大原北公園	0.13		
93	街区	五門東公園	0.02		
94	街区	大久保東公園	0.02		
95	街区	大原公園	0.22		
96	街区	つばさが丘1号公園	0.24		
97	街区	つばさが丘5号公園	0.24		
98	街区	小垣内4号公園	0.02		
99	街区	大久保西1号公園	0.01		
100	街区	野田1号公園	0.01		
101	街区	つばさが丘6号公園	0.25		
102	街区	つばさが丘7号公園	0.24		
103	街区	つばさが丘8号公園	1.23		
104	街区	大宮1号公園	0.02		
105	街区	野田2号公園	0.02		
106	近隣	長池オアシス公園	3.82		
107	近隣	中央公園	1.47		
108	地区	永楽ゆめの森公園		4.97	
109	地区	奥山雨山自然公園		130.00	
<b>街区公園合計</b>			<b>11.43</b>		
<b>近隣公園合計</b>			<b>5.29</b>		
<b>地区公園合計</b>				<b>134.97</b>	
<b>都市公園合計</b>			<b>16.72</b>	<b>134.97</b>	

■ 公共施設緑地、民間施設緑地の整備個別調書（2017年（平成29年）3月31日現在）

・ 都市公園に準ずる公共用地（施設）

※施設緑地整備現況面積 0.01ha 以上

番号	種別	名称	整備現況		備考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
1	公共施設緑地－街区公園－ふれあい公園(借地公園)	七山ふれあい公園	0.19		
2	公共施設緑地－街区公園－ふれあい公園(借地公園)	大久保ふれあい公園	0.20		
3	公共施設緑地－街区公園－ふれあい公園(借地公園)	五門ふれあい公園	0.20		
<b>公共施設緑地－街区公園－ふれあい公園(借地公園) 合計</b>			<b>0.59</b>		
1	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	七山ちびっこ広場	0.32		
2	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	紺屋ちびっこ広場	0.03		
3	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	五基原ちびっこ広場	0.05		
4	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	小垣内ちびっこ広場	0.17		
5	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	久保ちびっこ広場	0.05		
6	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	朝代ちびっこ広場	0.05		
7	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	和田ちびっこ広場		0.08	
8	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	高田ちびっこ広場		0.13	
9	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	成合ちびっこ広場		0.05	
10	公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場	泉陽ヶ丘ちびっこ広場	0.05		
<b>公共施設緑地－街区公園－ちびっこ広場 合計</b>			<b>0.72</b>	<b>0.26</b>	
1	公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園	大久保南1丁目(泉州ホーム)	0.02		
2	公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園	五門東1丁目(ニューロテック)	0.03		
3	公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園	大久保中3丁目(関西ホーム)	0.01		
4	公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園	五門西3丁目(関西ホーム)	0.01		
5	公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園	つばさが丘4号公園	0.25		
<b>公共施設緑地－街区公園－未告示・未帰属公園 合計</b>			<b>0.32</b>		
<b>公共施設緑地－街区公園 合計</b>			<b>1.63</b>	<b>0.26</b>	
1	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘2号緑地	0.12		
2	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘4号緑地	0.27		
3	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘5号緑地	0.11		
4	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘6号緑地	0.13		
5	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘8号緑地	0.06		
6	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘9号緑地	0.02		
7	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘緑地西側	0.01		
8	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	自由が丘7号緑地	0.20		
9	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	希望が丘1号緑地	0.12		
10	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	若葉1号緑地	0.02		
11	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	若葉2号緑地	0.47		
12	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	若葉3号緑地	0.24		
13	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	山の手台2号緑地	0.03		
14	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	山の手台3号緑地	0.12		
15	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	山の手台4号緑地	0.11		
16	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	松風台1号緑地	0.01		
17	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	松風台3号緑地	0.01		
18	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	松風台4号緑地	0.01		
19	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	南山の手台2号緑地	0.02		
20	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	南山の手台3号緑地	0.04		
21	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	南山の手台5号緑地	0.02		
22	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	南山の手台6号緑地	0.12		
23	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	大久保サニー緑地	0.02		
24	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	池の台緑地	0.09		
25	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	大久保グリーンヒル自然緑地	0.10		
26	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	小谷緑地(藪内とフジの間)	0.05		
27	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	美熊台緑地	0.06		
28	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	大池北緑地	0.20		
29	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	希望が丘2号緑地	0.32		
30	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	青松台緑地	0.05		
31	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	つばさが丘緑地	13.30		
32	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	青葉台グリーンベルト	0.28		
33	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	美熊台植樹帯	0.07		
34	公共施設緑地－緑地・緑道(開発に伴うもの、50㎡未満を除く)	朝代団地緑地	0.09		
<b>公共施設緑地－緑地・緑道 合計</b>			<b>16.89</b>		
1	公共施設緑地－その他の緑地	八幡池青少年広場	0.71		
2	公共施設緑地－その他の緑地	町民グラウンド	3.34		
3	公共施設緑地－その他の緑地	野外活動ふれあい広場		0.47	
<b>公共施設緑地－その他の緑地 合計</b>			<b>4.05</b>	<b>0.47</b>	
<b>公共施設緑地－都市公園に準ずる公共用地 合計</b>			<b>22.57</b>	<b>0.73</b>	

・ 公共用地 ・ 施設

番号	種 別	名 称	整備現況		備 考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
1	公共施設緑地－公共用地－道路	(都)大阪外環状線	0.23	0.06	
2	公共施設緑地－公共用地－道路	(都)熊取駅前線	0.03		
<b>公共施設緑地－公共用地－道路 合計</b>			<b>0.26</b>	<b>0.06</b>	
1	公共施設緑地－公共用地－河川	見出川	2.37	0.59	
2	公共施設緑地－公共用地－河川	雨山川	2.98		
3	公共施設緑地－公共用地－河川	住吉川	2.08		
<b>公共施設緑地－公共用地－河川 合計</b>			<b>7.43</b>	<b>0.59</b>	
1	公共施設緑地－公共用地－ため池	長池下池	2.22		
2	公共施設緑地－公共用地－ため池	長池	2.06		
3	公共施設緑地－公共用地－ため池	弥沢池	0.47		
4	公共施設緑地－公共用地－ため池	弘法池	10.24		
5	公共施設緑地－公共用地－ため池	青池		0.91	
6	公共施設緑地－公共用地－ため池	別所池		1.37	
7	公共施設緑地－公共用地－ため池	東谷池		0.59	
8	公共施設緑地－公共用地－ため池	寺池		0.26	
9	公共施設緑地－公共用地－ため池	大池	3.86		
10	公共施設緑地－公共用地－ため池	今池	1.51		
<b>公共施設緑地－公共用地－ため池 合計</b>			<b>20.36</b>	<b>3.13</b>	
<b>公共施設緑地－公共用地 合計</b>			<b>28.05</b>	<b>3.78</b>	
1	公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設	熊取町役場他(公民館・熊取ふれあいセンター)	0.08		
2	公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設	教育・子どもセンター	0.01		
3	公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設	町民会館分館	0.01		
4	公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設	熊取図書館	0.16		
5	公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設	総合体育館	0.36		
<b>公共施設緑地－公共施設－庁舎等公用施設 合計</b>			<b>0.62</b>		
1	公共施設緑地－公共施設－公営住宅	大原住宅	0.01		
<b>公共施設緑地－公共施設－公営住宅 合計</b>			<b>0.01</b>		
1	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	中央小学校	0.03		
2	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	西小学校	0.04		
3	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	南小学校	0.11		
4	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	北小学校	0.11		
5	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	東小学校	0.10		
6	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	熊取中学校	0.03		
7	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	熊取北中学校	0.15		
8	公共施設緑地－公共施設－小・中学校	熊取南中学校	0.27		
<b>公共施設緑地－公共施設－小・中学校 合計</b>			<b>0.84</b>	<b>0.00</b>	

番号	種 別	名 称	整備現況		備 考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
1	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	中央保育所	0.01		
2	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	東保育所	0.01		
3	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	西保育所	0.04		
4	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	北保育所	0.01		
5	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	大久保老人憩の家	0.01		
6	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	青葉台老人憩の家	0.02		
7	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	大宮老人憩の家	0.01		
8	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	自由が丘老人憩の家	0.01		
9	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	五門公民館	0.01		
10	公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設	七山公民館	0.02		
<b>公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設 合計</b>			<b>0.15</b>	<b>0.00</b>	
1	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	山の手汚水処理場	0.08		
2	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	中央浄水場	0.01		
3	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	南海浄水場	0.02		
4	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	大原衛生公苑	0.24		
5	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	若葉ポンプ場	0.05		
6	公共施設緑地－公共施設－環境衛生施設	環境センター		0.13	
<b>公共施設緑地－公共施設－社会・福祉施設 合計</b>			<b>0.40</b>	<b>0.13</b>	
1	公共施設緑地－公共施設－その他施設	斎場		0.04	
2	公共施設緑地－公共施設－その他施設	南海ニュータウン終末処理場跡	0.05		
3	公共施設緑地－公共施設－その他施設	中林綿布工場跡地等	0.08		
<b>公共施設緑地－公共施設－その他施設 合計</b>			<b>0.13</b>	<b>0.04</b>	
<b>公共施設緑地－公共施設 合計</b>			<b>2.15</b>	<b>0.17</b>	
<b>公共施設緑地－公共用地・施設 合計</b>			<b>30.20</b>	<b>3.95</b>	

・民間施設緑地

番号	種別	名称	整備現況		備考
			市街化区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)	
1	民間施設緑地－農園	根来 章博農園	0.12		
2	民間施設緑地－農園	根来 節子(A)農園	0.15		
3	民間施設緑地－農園	谷口 耕農園	0.10		
4	民間施設緑地－農園	中 作太郎農園	0.07		
5	民間施設緑地－農園	大屋 保子(A)農園	0.06		
6	民間施設緑地－農園	大屋 保子(B)農園	0.10		
7	民間施設緑地－農園	中川 久治農園	0.11		
8	民間施設緑地－農園	藤原 一雄(A)農園	0.24		
9	民間施設緑地－農園	藤原 一雄(B)農園	0.03		
10	民間施設緑地－農園	北川 助男農園	0.11		
11	民間施設緑地－農園	北川 石松農園	0.11		
12	民間施設緑地－農園	根来 節子(B)農園	0.07		
13	民間施設緑地－農園	中尾 清彦農園	0.07		
<b>民間施設緑地－農園 合計</b>			<b>1.34</b>	<b>0.00</b>	
1	民間施設緑地－大規模な建築敷地等	大阪体育大学等	13.52		
2	民間施設緑地－大規模な建築敷地等	大阪観光大学	0.22		
3	民間施設緑地－大規模な建築敷地等	関西医療大学	0.48		
4	民間施設緑地－大規模な建築敷地等	京都大学原子炉実験所		8.34	
5	民間施設緑地－大規模な建築敷地等	住友ファインポリマー(株)		1.35	
<b>民間施設緑地－大規模な建築敷地等 合計</b>			<b>14.22</b>	<b>9.69</b>	
<b>民間施設緑地合計</b>			<b>15.56</b>	<b>9.69</b>	

用語説明



## 用語説明

### ア行

【一人協定】 緑地協定のうち、都市緑地法第 54 条の規定に基づくものの通称。都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しない場合に、当該所有者が、市町村の認可を受けて当該土地の区域を緑地協定区域として定める緑地協定。なお、認可を受けた日から起算して 3 年以内に緑地協定区域内の土地に 2 以上の土地の所有者等が存することとなったとき、通常の緑地協定と同一の効力を有することとなる。

【運動公園】 都市公園の一種で、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり 15～75ha を標準として配置する。

【NPO】 Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会的貢献活動を行なっている民間の事業体。福祉や環境、まちづくり、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織のこと。

【延焼遮断帯】 市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。主に道路、鉄道、公園、緑地等を骨格として活用し構築する。

### 【大阪府広域緑地計画】

大阪府の全域を対象とした広域的観点から配置されるべきみどりの確保目標水準及び配置計画並びにみどりづくりの方策例などを示し、今後の大阪府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにするものであるとともに、市町村が「緑の基本計画」を策定するに際しての指針ともなるもの。

平成 21 年 12 月、「みどりの大阪 21 推進プラン」と統合され、「みどりの大阪 推進計画」となった。

### カ行

【街区公園】 都市公園の一種で、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致圏 250m の範囲内で 1 箇所当たり 0.25ha を標準として配置する。

### 【開発指導要綱】

無秩序な乱開発を抑制するため、本町で行なわれる開発事業についての指導基準を定めたもの。

【環境負荷】 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障原因となるおそれのあるもの。

### 【管理協定制度】

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行なう制度。

#### 【近郊緑地保全区域】

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、保全区域内の緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大きい地域で、その防止効果がある等一定の要件に該当する区域を保全するため、国土交通大臣が指定するもの。当該区域内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事への届出が必要。

【近隣公園】 都市公園の一種で、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致圏500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

なお、近隣住区とは、幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位。

【広域公園】 都市公園の一種で、主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

#### サ行

【市街化区域】 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、概に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

#### 【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

【市民緑地】 土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

【親水空間】 水辺に近づける、水に触れられるなど、水への親しみが感じられる空間。

#### 【住区基幹公園】

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

【循環型社会】 「大量生産・大量消費・大量破壊」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少なくなる社会。

【CSR】 Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業の活動に社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、消費者、従業員、地域社会に対し、責任ある行動をとるという考え方。

### 【生産緑地（地区）】

生産緑地地区とは、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法第3条の規定に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため市町村が都市計画に定める地域地区であり、生産緑地とは、生産緑地地区内の土地または森林のこと。

【総合公園】 都市公園の一種で、都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

## 夕行

### 【地域森林計画対象民有林】

都道府県知事は、農林水産大臣がたてる全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区の民有林について、5年ごとに、10年を1期とする地域森林計画をたてなければならないこととなっており、その地域森林計画の対象となっている民有林のこと。

### 【地区計画制度】

地域の特性に応じて、公共施設の配置や、建築物の規模・形態等について、一般的・総合的な計画を定め、建築や開発行為の規制・誘導を図る都市計画制度。

【地区公園】 都市公園の一種で、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致圏1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

【特殊公園】 都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則して配置する。

### 【特別緑地保全地区】

都市における良好な自然環境となる緑地において、地区の指定を行い建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

### 【都市基幹公園】

主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

### 【都市計画マスタープラン】

都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりの具体的なビジョンを策定し、地区ごとの整備などをきめ細かく定めるもの。

【都市公園】 都市公園法に定められた、国及び地方公共団体が設置する公園又は緑地（街区公園、近隣公園、地区公園など）を指す。

## ナ行

### 【農業振興地域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県知事が指定する、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。

## ハ行

### 【ヒートアイランド現象】

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

【避難地】 避難地とは、大規模な地震の発生時等に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間地のこと。

【保安林】 木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要。

### 【ポケットパーク】

道路整備や交差点改良によって生まれたスペースに、植栽やベンチを置くなどして作った小さな公園のようなもの。

### 【保存樹（保存樹林）】

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹（保存樹林）の所有者は、枯損防止等保存に努める義務を負う。

## マ行

### 【みどりの大阪 推進計画】

みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村の「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」を統合し、都市計画の観点も含めた大きな視点で今後の大阪のみどり施策の推進方向や実現戦略を示すもの。

## ヤ行

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢・性別・障害などを超え、すべての人が自由に行動し、いきいきと生活できる

ようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるように配慮されたデザインのこと。

## ラ行

### 【ランドマーク】

ある特定地域の景観を特徴づける目印。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。

### 【緑地協定（制度）】

都市緑地保全法第 45 条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

### 【緑地保全地域】

里地、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

### 【緑道】

都市公園の一種で、災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

### 【緑化地域】

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行なう場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

### 【緑被率】

本計画における緑被率の定義は以下のとおりとする。

樹林・樹木による緑被率：樹林や樹木（地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含む）で被われた面積の割合

（樹林・樹木の樹冠投影面積÷土地の面積）

草地等を含む緑被率：上記「樹林・樹木による緑被率」に草地等で被われた面積を足した面積の割合

（（樹林・樹木の樹冠投影面積＋草地等による被覆面積）÷土地の面積）

草地等：樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など

### 【レクリエーション農園】

都市住民等の自然とのふれあいや心身のリフレッシュする場を提供するため、地方公共団体や農協等が事業主体となって取り組んでいる市民農園や貸農園のこと。